

平成29年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成29年 3 月 8 日～9 日

場 所 第5委員会室

平成29年 3 月 8 日 (水曜日)

午前10時 2 分開会

- ・大規模氾濫に対する防災・減災のための取組強化について
- ・宮崎県住生活基本計画の改訂について

会議に付託された議案等

- 議案第49号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第54号 平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第69号 工事請負契約の締結について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況等について
- ・熊本地震対策の取組結果について
- ・イングランドラグビー協会及びオーストラリアパラリンピック委員会の視察について
- ・記紀編さん記念事業の取組状況について
- ・建設工事等におけるコスト調査の結果について
- ・宮崎県沿道修景美化基本計画(案)について

出席委員(8人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	横 田 照 夫
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	西 村 賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	江 藤 修 一
調 整 審 査 課 長	奥 野 厚 子

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
商工観光労働部次長	菓子野 信 男
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
部参事兼商工政策課長	黒 木 義 博
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産業振興課長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩 太 郎
雇用労働政策課長	天 辰 晋 一 郎
企業立地課長	日 高 幹 夫
観光推進課長	福 嶋 清 美
記紀編さん記念事業推進室長	米 良 勝 也
オールみやざき営業課長	酒 匂 重 久

工業技術センター所長 富山 幸子
食品開発センター所長 水谷 政美
県立産業技術専門校長 久松 弘幸

県土整備部

県土整備部長 東 憲之介
県土整備部次長
(総括) 川 畠 達朗
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 大谷 睦彦
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 森山 福一
高速道対策局長 前内 永敏
部参事兼管理課長 佐野 詔藏
用地対策課長 河野 和正
技術企画課長 木下 啓二
工事検査課長 甲斐 重隆
道路建設課長 養方 公
道路保全課長 上田 秀一
河川課長 阿佐 真一
ダム対策監 矢野 康二
砂防課長 永井 義治
港湾課長 矢野 透
空港・ポート
セールス対策監 小倉 佳彦
都市計画課長 巢山 藤明
建築住宅課長 上別府 智
営繕課長 山下 幸秀
施設保全対策監 宮里 雄一
高速道対策局次長 奥 泰裕

事務局職員出席者

議事課主任主事 森本 征明
議事課主事 八幡 光祐

○清山委員長 ただいまから商工建設常任委員

会を開会いたします。

委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時2分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に、3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

傍聴される方をお願いいたしますが、受け付けの際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。委員会審査を円滑に進めるため静かに傍聴ください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○江藤労働委員会事務局局長 それでは、労働委員会事務局の平成28年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の461ページをお願いいたします。

今回、労働委員会事務局では、498万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、1億63万2,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。465ページをお開きください。

まず、(事項)職員費でございますが、49

万7,000円の減額であります。これは、事務局職員の人件費の執行残によるものでございます。

次に、(事項)委員会運営費でございますが、449万1,000円の減額であります。これは、委員報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○丸山委員 この委員報酬費が下がっているのは、委員会を当初何回予定していた、例えば10回予定していたのが5回しかできなかったからというものなのかを含めて、それをちょっと具体的に教えていただくとありがたいかなと思いますが。

○奥野調整審査課長 委員の報酬につきましては、委員の活動費ということで、月に2回定例総会がございますけれども、そのほかに出張であったりとか、あるいは事務局からの相談を受けていただくとか、あるいは相談についての現地調査、そういったものを計上したものでございます。

今回減額となりましたのは、そういったもろもろの活動日数が減ったことによる減額でございます。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

常任委員会資料を、まず見ていただきたいと思いますけれども、表紙の目次でございますとおり、本日は平成29年2月定例県議会提出議案、平成29年2月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明をさせていただきたいと思っています。

1ページをお開きいただきたいと思います。

今回、提出をしております商工観光労働部関係の議案の概要であります。

まず、議案第49号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」につきましては、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしました「ローカルイノベーション促進施設整備事業」に係る増額補正のほか、事業費の確定等に伴う補正を行うものでございます。

この結果、商工観光労働部の一般会計歳出は、この表にございますとおり、補正前の額435億3,756万8,000円、補正額マイナス62億4,766万6,000円、補正後の額が372億8,990万2,000円となります。

今回、約62億円余の減額ということになっておりますけれども、その主な理由といたしましては、中小企業融資制度貸付金の約58億円の減額というのが大きなものということになってお

ります。

これは、十分な融資枠を確保して中小企業の金融円滑化に努めているところでございますけれども、経済情勢が落ちついている中で、融資実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、その下の繰越明許費の追加でございまして、先ほど御説明いたしましたローカルイノベーション促進施設整備事業につきまして、平成29年度への繰り越しをお願いするものでございます。

また、その下の議案第54号「平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」につきましては、事業費の確定等に伴い、歳入歳出予算につきまして4,704万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第55号「平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算につきまして、執行残に伴う補正を行うものでございます。

最後に、議案第56号「平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入歳出予算につきまして、同じく執行残に伴う補正を行うものでございます。

再度、表紙のほうに戻っていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っておりますけれども、中ほどにあります平成29年2月定例県議会提出報告書につきましては、損害賠償額を定めたことについて、2件の報告をさせていただきます。

最後に、その他報告事項につきましては、県内経済の概況等についてなど4件につきまして御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長、室長のほうから御説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○黒木商工政策課長 商工政策課から、補正予算について説明いたします。

お手元の平成28年度2月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックスのところ、213ページをお開きください。

今回の補正額は、一般会計、特別会計合わせまして61億3,142万1,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、313億4,357万7,000円となります。

まず、一般会計ですが、補正額は60億8,437万4,000円の減額で、補正後の額は310億5,864万円となります。

それでは、主な事項について説明いたします。216ページをお開きください。

(目) 商業振興費の2つ目の(事項) 中小企業金融対策費60億1,540万5,000円の減額であります。

説明欄1の中小企業融資制度貸付金の58億4,155万円の減額であります。これは、中小企業への金融の円滑化を図るため、十分な融資枠を確保しておりましたが、融資実績が見込みを下回ったことにより減額するものであります。

2の中小企業金融円滑化補助金は、県融資制度の保証料軽減のための補助金ですが、額の確定に伴い1,262万8,000円を減額するものであります。

また、3の信用保証協会損失補償金は、代位弁済の金額が見込みより少なかったことから、1億6,035万6,000円を減額するものであります。217ページをごらんください。

(事項) 小規模事業対策費1,946万3,000円の

減額であります。主な理由は、説明欄1の商工会、商工会議所等に対する小規模事業経営支援事業費補助金の減額によるものであり、職員の中途退職等に伴い、人件費補助を減額するものであります。

次に、一番下の事項をごらんください。

(目) 工鉱業振興費(事項) 地域産業・企業成長促進事業費1,672万3,000円の減額であります。

これにつきましては、218ページをお開きください。

説明欄1の産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業であります。認定企業の新商品開発等に係る補助金の利用が当初見込みより少なかったことなど、事業費の確定に伴い減額するものであります。

219ページをごらんください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。

特別会計につきましては、平成29年2月定例県議会提出議案の議案第54号にあります。引き続き、この資料で説明させていただきます。

特別会計の補正額は4,704万7,000円の減額で、補正後の額は2億8,493万7,000円となります。

まず、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費765万5,000円の減額であります。

この主な理由は、説明欄1の一般会計への繰出金709万6,000円の減額であります。高度化資金借り受け者からの償還額が確定したことに伴い減額するものであります。

次に、(款) 公債費の(事項) 元金3,939万2,000円の減額であります。

これは、高度化資金のうち、中小企業基盤整備機構から借り入れた貸し付け原資の償還に要する経費であります。一般会計への繰出金と

同様に、借り受け者からの償還額が確定したことに伴い減額するものであります。

商工政策課は以上であります。

○野間産業振興課長 それでは、産業振興課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の産業振興課のインデックスのところ、221ページをお開きください。

今回の補正額は2億8,874万6,000円の増額補正となっております。右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は15億8,652万8,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。223ページをお開きください。

中ほどの(目) 工鉱業総務費(事項) 職員費1,369万9,000円の減額であります。これは、職員の人件費の執行残であります。

次に、その下の(目) 工鉱業振興費(事項) 新事業・新分野進出支援事業費2,331万1,000円の減額であります。

224ページをお開きください。

説明欄の1の地域中核的企業育成・強化事業の設備投資等の補助金についてであります。企業において、国のものづくり補助金等などの有利な事業が活用されたため、当初の見込みを下回ったことによるもの、及び、2の中核的企業を目指す中小企業ステップアップ支援事業におきまして、産業振興機構が国の公募事業等を実施します際に、国の精算払いがあるまでの間、機構が立てかえる費用に対しまして、無利子貸し付けを行っておりますけれども、その所要額が見込みを下回ったことによる減額であります。

次に、225ページをごらんください。

1番上の(事項) 工業技術センター総務管理費3億3,817万1,000円の増額であります。これは、説明欄の新規事業7の「ローカルイノベ

ーション促進施設整備事業」の増額補正をお願いするものであります。

これにつきましては、別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1の事業目的であります。本事業は、地方からの技術革新を促進するため、工業技術センター・食品開発センターにおきまして、産業振興戦略に重点分野として掲げておりますICT、フードビジネス分野の試験・研究機能及び企業支援強化のための施設整備を実施しまして、県内企業の新製品の開発の促進や企業技術力の向上等を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は3億4,200万円で、地方創生拠点整備交付金等を財源としております。

事業内容は、(3)にありますとおり、2つの事業を実施することとしております。

まず、①の次世代型電波暗室整備事業であります。

初めに、電波暗室について説明しますと、電子機器などの製品開発を行います際に、その製品に対する周りからの電波干渉による誤動作や、製品自体が発する電波の影響等について試験・評価するための施設でありまして、暗室内は外部からの電波が遮断された空間となっております。

現在、電波暗室があり、実際多くの利用がされているわけですが、今後IoT機器等で主流となりますWi-Fi、Bluetooth等の先端的な無線通信規格に対応した評価ができませんで、企業からのニーズに対応できない状況となっておりますことから、Wi-FiやBluetooth等に対応した次世代型の電波暗室を増築しますとともに、利用に関す

る講習などを実施するものであります。

次に、②のフード・オープンラボ機能向上整備事業であります。

現在、食品のおいしさの評価につきましては、食品開発センターが保有しております分析機器を活用して行っておりますが、今回、これらの機器による評価に加えまして、味覚・嗅覚などの人の感覚を用いまして、香りや風味、食感などの食品の特性を客観的に分析・評価する官能評価を行うことによりまして、消費者の嗜好や販売ターゲットに合致した商品開発を促進したいと考えております。

このため、フード・オープンラボにISO規格に基づいた官能評価室を増築しますとともに、官能評価を行う専門人材を育成するものであります。

3の事業効果であります。次世代型電波暗室につきましては、国がIoTや人工知能による技術革新、いわゆる第4次産業革命による産業構造の転換等を掲げる中、ものづくり企業の製品開発におけます差別化・高度化を支援しまして、新技術や新製品の開発が促進されることはもとより、医療・福祉、農業等の分野におきますIoT技術を活用したセンシング装置等の開発にも寄与するものと考えております。

また、官能評価室につきましては、食品製造業者におけるマーケットインの視点に立った商品開発を加速させ、売れる商品を開発することで売り上げ増加が図られるものと考えております。

最後に、議案第49号の「平成28年度繰越明許費補正(追加)」についてであります。

委員会資料の1ページにお戻りください。

先ほど、部長のほうからも説明がありましたけれども、中ほどの繰越明許費の追加「ローカ

ルイノベーション促進施設整備事業」につきまして、国の補正予算の関係によりまして事業実施期間が不足しますことから、平成29年度への繰り越しをお願いするものであります。

産業振興課は以上であります。

○天辰雇用労働政策課長 雇用労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、227ページをお開きください。

今回の補正は、1億7,620万5,000円の増額補正で、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、16億3,713万5,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。229ページをごらんください。

上から2番目の(事項)労政推進費118万3,000円の減額であります。これは、消耗品費や電話料等の事務費の節約による執行残であります。

次に、一番下の(事項)地域雇用対策強化費423万円の減額であります。これは主に、当課で雇用しておりました企業開拓員が年度途中で退職されたことなどによる報酬等の人件費の執行残であります。

次に、230ページをお開きください。

一番上の(事項)宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金償還金2億9,399万5,000円の増額であります。

これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金の国への返還に伴う補正であります。後ほど、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

次に、2つ下の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費462万1,000円の減額であります。

これは主に、そこにあります説明欄1の女性

再就職応援事業が国の交付金事業の対象外となったことによる執行残であります。

次に、231ページをごらんください。

中ほどの(事項)認定職業訓練費694万4,000円の減額であります。これは主に、説明欄2の認定職業訓練助成事業費補助金の減額でありまして、認定職業訓練団体が実施する職業訓練の訓練生の数が当初の見込みを下回ったことなどによる減額であります。

次に、232ページをお開きください。

(事項)県立産業技術専門校費9,070万2,000円の減額であります。下の説明欄をごらんください。

まず、1の管理運営費は、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。

次に、2の訓練実習費は、外部講師の報酬や訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものであります。

3の委託訓練に関する経費は、離職者の再就職に向けて各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額であります。

一番下、10の障がい者職業能力開発事業は、先ほどの委託訓練と同様、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額であります。

それでは、資料のほうを変えていただきまして、常任委員会資料のほうをごらんください。常任委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

緊急雇用創出事業臨時特例基金の返還についてであります。

まず、1の補正の理由であります。平成27年度末をもって終了しました基金事業の基金残額について、国へ返還するものであります。

2の返還の対象となる額であります、下の表をごらんください。

返還の対象は、一番左の交付額19億6,530万円にその右の運用益等2,502万3,000円を足しました事業執行可能額19億9,032万3,000円となります。そこから、基金事業として執行しました支出済み額16億9,632万8,000円を除いた額、一番右にあります2億9,399万5,000円が今回の返還額となります。

雇用労働政策課の説明は以上であります。

○日高企業立地課長 続きまして、企業立地課の補正予算について御説明いたします。

2月補正歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、ページでいいますと233ページをお願いいたします。

今回の補正額は、5億5,439万3,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、6億9,997万1,000円となります。

主な事項について御説明いたします。めくっていただきまして235ページをお願いいたします。

ページの中ほど、(事項)企業立地基盤整備等対策費1,100万円の減額といたしております。

主なものは、説明欄の2のみやざき地域振興工業団地整備促進事業であります、これは工業団地を整備する市町村への補助事業で、今年度はえびの市が実施する適地調査や基本計画などの調査事業に助成を行っておりますが、市の事業費にあわせて減額をするものであります。

次に、(事項)企業誘致活動等対策費296万8,000円の減額であります。

主なものは、説明欄4の企業誘致推進ネットワーク強化事業で、関東エリア及び中部・関西エリアにおいて、日ごろから多様な企業につな

がりを持つコンサルティング会社などの法人に、企業誘致コーディネイト業務を委託するものであります、昨年度までは民間企業のOBなど個人にお願いしていたところを、今年度からは法人の委託方式に形式を見直したということなどから、準備に時間を要しまして、年度途中からの契約となったことによるものであります。

次に、(事項)立地企業フォローアップ等対策費5億3,959万8,000円の減額であります。236ページをお開きください。

説明欄の2の企業立地促進補助金について、今回、5億3,912万9,000円の減額補正をお願いしております。そのうち5億円は、国富町のソーラーフロンティアへの交付を見込んでいたものであります。

国富工場は、補助金の交付要件である雇用人数、投資額とも非常に大きいため、本県の補助制度上、大規模立地案件という区分に該当し、最大50億円の補助金の対象となっております。

国富工場は、平成23年7月に操業を開始し、同年に1回目の補助申請がありまして、その時点での雇用人数や投資額を審査した結果、23年度で30億円を既に交付しております。

さらに、補助要件として操業後5年度以内に県内からの常用雇業者数が450人を超えた場合には、5億円ずつ、4年間で合計20億円を交付することとしていたところであります。

補助申請の期限は今年度末まででありますけれども、この間、固定価格買い取り制度の改定等により、太陽光発電にブレーキがかかりましたことや、技術の改良が進みまして生産の効率が上がったことなどから雇業者数の増加も抑制傾向となっております。

現在、国富工場の雇業者数は約420人となっております、ソーラーフロンティア社からは、

今年度中に補助要件を満たす見込みが立たないため、補助金の申請は行わない旨の意向を確認したところであります。そのため、今年度計上していた5億円を減額するものであります。

なお、ソーラーフロンティア社においては、発電効率のさらなる向上や軽量化などにより付加価値を高めた新型パネルの投入準備を進めるなど、前向きな戦略を現在展開しておりますが、今後とも毎年の定期的な採用は計画的に行っていきたいと、そういう考えと伺っております。しかしながら、今年度末をもちまして残り20億の補助金の申請の権利というものは、もうなくなるということであります。

そのほか、今年度に交付申請を予定していた企業でも、雇用者数の増を見越して来年度以降に申請を先延ばしにしたり、実際の申請額が当初の見込み額を下回る企業などがありましたため、今回、あわせての減額補正をお願いするものであります。

企業立地課からは以上であります。

○福嶋観光推進課長 観光推進課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の冊子、平成28年度2月補正歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のところ、237ページをお開きください。

今回の補正額は、一般会計、特別会計合わせまして6,298万7,000円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、18億9,210万2,000円となります。

まず、一般会計について御説明いたします。

一般会計の補正額は、6,206万9,000円の減額で、補正後の額は17億1,789万5,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたしま

す。239ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)観光振興費327万8,000円の減額であります。

説明欄2の「稼ぐみやぎき観光」宮崎版DMO創造事業ですが、これは、人材育成塾の開催に伴う経費の執行残によるものであります。

次の、(事項)観光・MICE誘致促進事業費2,692万1,000円の減額であります。

2の「みやぎきMICE」推進事業は、MICE開催支援に係る補助金の実績が見込みを下回ったことにより減額するものであります。

240ページをお開きください。

一番上の3の本県の強みを生かしたMICE開催支援推進事業ですが、こちらは本県の強みである農業分野等を中心としたMICE開催支援について、補助金の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次の(事項)観光交流基盤整備費250万円の減額であります。

1の魅力ある観光地づくり総合支援事業は、地域主導による観光地づくりに対する市町村への補助金について、実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、その下の(事項)国内観光宣伝事業費2,081万4,000円の減額であります。

2の宮崎観光緊急誘客対策事業ですが、これは、熊本地震の影響による観光客の減少を食いとめるため、5月補正で予算計上し誘客対策を実施した事業であります。

後ほど、報告事項でも御説明いたしますが、6月補正で国の交付金を活用して予算計上した誘客対策とあわせて効率的に取り組んだ結果、補助金に執行残が生じたことにより減額するものであります。

次に、一番下の(事項)スポーツランドみや

ぎ推進事業費340万円の減額であります。

1の東京オリンピック・パラリンピック等おもてなし推進事業は、観光コンベンション協会の誘致活動や市町村の合宿誘致の取り組みに対する補助金の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

2のスポーツで稼ぐ「スポーツの聖地みやぎ」推進事業は、国の交付決定により減額するものであります。

次のページをごらんください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計について御説明いたします。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費、11万2,000円の減額ですが、これは施設の維持、補修費等の執行残であります。

242ページをお開きください。

次に、県営国民宿舎特別会計について御説明いたします。

(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費48万1,000円の減額、次に、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費32万5,000円の減額ですが、これは、いずれも事務費の執行残であります。

なお、特別会計は、別途配付の平成29年2月定例県議会提出議案の議案第55号及び第56号にもありますが、重複いたしますのでこの説明にかえさせていただきます。

観光推進課の説明は以上であります。

○酒匂オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課の2月補正予算について御説明いたします。

引き続き243ページをごらんください。オールみやぎ営業課のインデックスになります。

オールみやぎ営業課の今回の補正額

は、1,178万1,000円の減額補正であります。

補正後の額は、右側から3番目の欄になりますけれども、5億8,973万3,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。245ページをお開きください。

まず、上から5行目、(事項) 海外渡航事務費154万9,000円の減額であります。

これは、宮崎パスポートセンターや県内6カ所の県税・総務事務所で従事しております旅券発給事務に係る経費でございますが、非常勤職員の人件費及び事務経費の執行残によるものであります。

次に中ほど、(事項) 国際交流推進事業費731万1,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄2の海外国際交流推進拠点整備事業負担金につきましては、これは各都道府県等で共同で設置しております一般財団法人自治体国際化協会への負担金でございますが、負担額が確定したことによる減額でございます。

また、3の多文化共生地域づくり推進事業は、事業の委託先である公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託料の減額などによるものでございます。

次に、246ページをお開きください。

ページ中ほど、(事項) 県産品販路拡大推進事業費332万円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄1の県産品振興事業につきまして、1,072万円の減額ですが、これは、新宿みやぎ館KONNEの施設借り上げ料につきまして、平成28年度からの値上がり分を見込んでおりましたが、交渉の結果、見込みより値上げを低く抑えられたことによる減額や修繕費などの管理費の減額によるものなどであります。

2の「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業につきましては、744万円の増額であります。これは寄附額の増加による返礼品等経費の増額によるものであります。

オールみやざき営業課の説明は以上であります。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○西村委員 216ページの中小企業金融対策費で、見込みを下回ったという報告がありまして、それによって大幅に減額をされているんですが、来週は当初予算の審議もありますけれども、もともとその見込みを決めるときのベースになる考え方は、何のデータを用いてとか、例えば過去のデータを用いたとか、そういうのがあるんでしょうか。

○門内経営金融支援室長 予算の決め方についてでございますけれども、中小企業融資制度の貸付金につきましては、平成22年度から一般枠については319億円余、そして、さらに平成24年度から大規模な災害や急激な経済変動に備えまして、緊急対策枠として30億円余を確保することとしております。その金額で、ここ数年は動いているという状況でございます。

なお、この数字につきましては、過去の融資実績、例えば平成20年のリーマンショック時に新規融資510億円程度出ております。また、その翌年の残高が800億円を超える残高となっております。それをベースにしましてこの数字で動いているという状況でございます。

中小企業融資制度につきましては、やはりセーフティーネットとしての役割が非常に重要視されておりまして、景気の悪いときに非常に融資が伸びるということでございまして、そういった状況に耐えられるように融資枠を確保してい

るところでございます。

○西村委員 よくわかりました。ということは、ある意味、昨年からは金融機関などが積極的に中小企業に対する融資等をやったおかげもあって、このセーフティーネット的な資金は使われずに市場経済としては順調に回っているという見方でよろしいんでしょうか。

○門内経営金融支援室長 今、おっしゃられたとおりだと思います。景気の状態につきましても、非常に最近、回復傾向にございまして、金融機関がリスクをとりやすい状況にあるということがございます。また、日銀の金融緩和策等もございまして、金融機関から一般の貸し出しにつきましてはふえている状況にございます。

ですから、そういったことからいいますと、このセーフティーネットとしての中小企業融資制度によらずに資金が回っているという状況にあるのではないかと考えております。

○西村委員 239ページのMICEについて、課長にお伺いしたいんですけども、先ほどの説明の中でMICEの補助金実績が、見込みよりも少し減ったからお金が使われなかったという説明があったんですけども、MICEの定義の中で、宮崎県が来てくださいと行って来てくれたものに対して、ある程度の一定の補助金を出すということはわかるんですが、MICEの中には、補助金とかは別に要らないから、自分たちの何々学会というものが勝手に宮崎を候補地に選んで、ホテル等で会合を二、三日行うというパターンもあるんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 今、おっしゃるとおりでして、年間どれくらいのMICEが県内で行われているかという統計をとってみますと、大体200件から220件ぐらいで、ここ数年推移しておりますけれども、その中で、県が補助してい

るのは50件前後という数字になっております。

○西村委員 これも来週の後学のために聞きたいんですけども、その補助対象の中で、最低の人数であったり期間であったり規模というものに対して、予算補助というものは決まっているのか、人数に限らず非常に重要な会議であれば、県も補助をされているのかどうなんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 補助要綱がありまして、それは延べ人泊数で、それぞれに補助金の限度額というのが決まっております。

一応、100人以上から補助が始まりまして、100人から249人までは30万円という、これが最低レベルになりまして、1,250人を超えると300万円という上限がございます。

さらに、1,500人を超えるもので、かつ外国人宿泊が600泊以上含まれるものについては600万円という大型MICEの扱いですけども、そういったものもございます。

○西村委員 ありがとうございます。

○後藤委員 委員会資料の3ページ、ローカルイノベーション促進施設整備事業。ローカルイノベーションとネーミングもよくて、非常に事業効果を期待するところなんですけど、このフード・オープンラボ機能向上整備事業の中の官能評価者という専門人材。消費者の嗜好、販売ターゲットに合致した商品開発という官能評価者の説明を、ちょっとお願いしたいんですけど。

○谷口産業集積推進室長 官能評価者でございますけれども、人の五感を用いまして、商品のおいしさとか風味とか、そういったものを評価していただく方でございますけれども、我々が考えておりますのは、一般の県民の方から公募をさせていただきまして、その公募した方々に一定の試験といいますか、味覚に関する実際の

試験をさせていただきまして、そういった感覚のすぐれていらっしゃる方を選抜して育成し、食べ物、加工食品等のその官能によつての評価を行うということを考えております。

ですから、特にこういう資格を持っている人というわけではなくて、一般の方を公募して委嘱するというような形になろうかと思っております。

大手の企業でも、そういった官能評価を実際に実施して商品開発をしております、そういったところも、社員の方もいらっしゃいますけれども一般の方を選抜してという方法でやられておると聞いております。

○後藤委員 今後、工業技術センターさん、食品開発センターさんの位置づけは非常に大事なセクションになると思うんです。地方創生の中でどう差別化を図っていくか。この着眼点が非常にいいものですから、例えば大手企業さん、メーカーさんですが、1つの例として何人ぐらい置かれているんですか。

○谷口産業集積推進室長 総数はちょっと聞いていないんですけど、官能評価をする際の正式な基準というのがISOにございまして、その場合は、1つの官能評価をする際に10名以上の評価者で評価をするということになっています。

ですから、お願いする官能評価者は1つの試験に対しては10名以上、ですから、一般の大手企業におきまして、それ以上の方々がいらっしゃるというふうに考えております。

○横田委員 香りとか、風味とか、好き嫌いの個人差って相当あるんじゃないかと思うんですけども、どうやってまとめるんでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 官能評価の仕方につきましてもISOの基準がございまして、

まず、その10名以上の方に集まっていいただき

まして、1つのサンプルを評価するための特徴、例えば香りとかを評価するわけですが、そのときに使う言葉をまず言葉出しという形で協議して出していただく。そのあとに、その言葉出しの中から評価者が共有できるような、評価が可能であるようなもの、これを特性表現用語としまして、1つの基準を決めると。例えば甘いとか、しょうゆ風味だとか、べたっとした感じだとか、そういった表現の方法を決定すると。

そのあと特性表現の用語、これを用いまして、サンプルを5段階で試して評価をします。そのあと、それに基づいて表現方法の再度定義をしたりとか、修正をしたりと、そういったものを行います。

そのあとに本評価ということで、サンプルを5段階で、これも3回以上の評価を行う。それで官能評価の数値化を行います。出された数値につきましては、今度は主成分の分析など、そういった解析を行いまして、最終的には報告をまとめるということになります。

ですから、1つは10名以上ということで、かなりの好みというのがあるんですけども、それをできるだけ薄めると。それから、先ほど申しましたように、本評価も1つのサンプルにつきまして最低3回以上行うことで、そのあたりは修正されるというふうに思います。

○横田委員 10名以上の人が味覚の分析とかをして、それで、これはいいなとみんなが思ったものは機械のほうでまた分析をして、さらにその裏づけをしていくとか、そういうことにつながるのでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 当然、人の感覚だけではなくて、先ほど委員おっしゃいましたように、一方で機械による味覚とか、嗅覚、それか

ら見た目のビジュアルとか、そういった、いわゆる機械で分析するというのがありますので、その機械の分析と人の感覚、ここを関連づけて評価することによりまして、例えば味の部分、人間が感じる部分と、成分での評価というのを合わせて評価していくという形になろうかと思えます。

○丸山委員 関連なんですけれども、先ほど公募されるということだったんですけども、ISOでいうと10名以上ということになるんですが、10名以上公募されるのでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 育成につきましては、最終的に公募して10名以上の方になっていただく。そういった方々を何回か研修を重ねて育成していこうというふうに思っております。

○丸山委員 研修する場所っていうのは、どういうイメージを持てばいいのでしょうか。ちょっとそれを教えていただくとありがたいと思いますけれども。

○水谷食品開発センター所長 研修場所としては、今回建設する官能検査室で、講義する部屋と実技をする部屋を用意しておりまして、そこで座学と実技、両方一緒に研修していこうと思っております。

○丸山委員 今回はこの地方創生の交付金でやるんですけども、1年ではなく恐らく何年かしっかり人材育成をしていかないと、単発で終わってしまうと結局意味がないんじゃないかなと思っているんですが、将来的にはずっと食品開発センターのほうで常時雇用するのか、それともどんな雇用形態を考えていらっしゃるかと考えればいいのでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 実際には、そういった育成した方々に委嘱という形で人数を確保しまして、実際の試験の依頼等があった際にそう

いった官能試験をしていただくと。

ですから、実際に試験をやった実績に応じて、旅費とか、謝金をお支払いするという形になるかと思えます。

○丸山委員 ちなみに、これまでにそういった官能試験をしたいというような県内の企業があったのか、それを少し教えていただくとありがたいかなと思うんですが。

○水谷食品開発センター所長 食品開発センターのそういう機械を使いに来ているメーカーの中で、ぜひそういう設備があったら使いたいという企業はあります。ちょっと特定のメーカーなので申しわけございませんが言えません。

○丸山委員 あと①の上の暗室の電波の関係は、これも含めてどのような企業のニーズが多いというふうに思っているのか、実際にあるのかどうかも含めてお伺いしたいかなと思っています。

○野間産業振興課長 現在の電波室もかなり使われて、年間100件を超える利用があるわけですが、今後、そういうセンサー機器ですとか、電子機器はふえていくと思いますので、需要は今後ふえていくと思っております。

○丸山委員 この①と②のそれぞれの事業費はどれぐらいずつと認識すればいいのか、少し教えていただくとありがたいなと思えます。

○野間産業振興課長 次世代型のほうが1億7,200万円で、残りの1億7,000万円がフード・オープンラボになります。

○蓬原委員 今の次世代型電波暗室整備事業、これで電波暗室をつくるんでしょうが、その先に開発しようとするものはI o T機器ということですね。

○野間産業振興課長 I o T、いろいろ分野が広いわけですが、実際、そのI o Tの機器もありますし、センサーの部分もかなりあり

まして、そのセンサー部分については、もちろん電子機器、製造だけではなくて福祉分野で使われる部分もあるでしょうし、農業分野でもかなり使われると思いますから、利用分野というのは広がると考えております。

○蓬原委員 センサーと聞けば確かに分野は広がると。わかりました。

それと、236ページのソーラーフロンティアについて一応確認をさせてください。

50億円の対象が450人以上雇用した場合ということなんですが、これが最終的には420人しか雇用しないのでその権利は消滅したから、過去30億円支払った分だけということだろうと思うんですが、この30億円を支払った平成23年度の条件というのはなんだったんですか。

○日高企業立地課長 30億円の支払い時の要件としては、雇用者数が350人を超え、投資額が500億円を超えるというのが条件でした。その時点では、その数字はもう既にクリアをしていたということでもあります。

○蓬原委員 ということは、最終的には雇用者は420人になったが、投資額は500億円からふえたんでしょうか。

○日高企業立地課長 最終的には約1,000億円の投資が行われております。

○丸山委員 資料の4ページ、緊急雇用対策のことでお伺いしたいんですが、27年度末から多分繰越明許で出したのが2月に終わってしまった、ちゃんと決算ができたからということだと思っているんですけれども、いろんな部署で使われたものを最後まとめて、多分、雇用労働政策課のほうでやっていると思っておりますが、本来100%執行してほしいかなという要望もしていたと思うんですが。具体的にはどの事業で予定してて使われなかった分野が多かったのかと

いうことを教えていただけるとありがたいかなと思います。

○**天辰雇用労働政策課長** 今回の返還額2億9,000万円につきましては、26年度から27年度、2カ年にわたって実施いたしました地域人づくり事業、この1事業にかかる残額ということになります。

20年度から随時いろんな事業を基金でやっておりましたけれども、この26から27年度の人づくり事業、これで結果的に2億9,000万円の返還が出たという状況になっております。

○**丸山委員** その人づくり事業というのは具体的にはどの分野の、商工のほうでやったのか、人づくりができなかったというのは、本来もうちょっとうまく執行できればよかったんじゃないかという思いがあるんですけれども、なぜそこまで、2億円以上執行残になってしまったのかというのを少し教えていただけるとありがたいと思います。

○**天辰雇用労働政策課長** これはおっしゃるとおり、県庁各課及び市町村でさまざまな事業を実施いたしました結果でございます。

執行率としては86.3%になるんですけれども、この事業につきましては、雇用情勢が当初と変わりよくなりまして、当初見込んだ人数が就業できなかったということで、その結果、残額が出てしまったことが主な要因になっております。

○**丸山委員** あと、予算上のことなんですけど、国に返すために、イメージ的には減額っていうようなイメージを持ったりするんですけど、ここにあって、返すための予算ということだと思うんですけど、何かちょっと不思議な予算だと思って。こういう予算計上というのが普通だということでもいいんですかね。ちょっとそれも教えていただけますか。

○**天辰雇用労働政策課長** 基金ということで国からずっと積み立てられてきて、それを執行してきたわけなんですけれども、基金事業が27年度末で全部終了いたしました。その清算を今年度やりまして、残った金額を国に全額返還するというので、こういった計上になっております。

○**徳重委員** 雇用労働政策課、ちょっとお尋ねしますが、今の丸山委員の続きになるかどうかと思うんですけれど、その下のほうに、働きやすい環境づくり職場づくりの整備事業ということで435万2,000円の減額をということになっております。もう実質的にはほとんど使われていないと、補正後の額も76万2,000円というようなことですが、何もなかったと、そう理解しているんですか。

○**天辰雇用労働政策課長** この事業につきましては、昨年度の当初予算の段階でこの金額を計上いたしましたけれども、その後、国のほうからこの事業内容につきまして、個人給付に係る事業内容が含まれていたため、これを推進交付金の対象にできないということで、交付金から外されたことから、事業そのものは執行しておりません。そのまま減額するという形になります。

ただ、内容的にはこれは重要な事業でしたので、ここにあります応援事業の中で、女性の再就職を支援するセミナーとか、そういった事業につきましては、ほかの代替事業等でカバーしたような形になっております。

○**徳重委員** そうなったのかもわかりませんが、27年度の予算では2,325万2,000円、こういう金額が計上されて執行されているわけですよ。何でことしはそういう理屈になったんですかね。

○**天辰雇用労働政策課長** この再就職応援事業そのものは国の推進交付金でお願いしようということで計上していたわけなんですけれども、直前に、3月になりましてから、対象にならないと発覚したということで落ちております。

ただ、その前の2,300万円余につきましては、事業の編成がかなりあっておりますので、内容的には決してこういった働きやすい環境づくりそのものが落ち込んだということではございません。

○**横田委員** 235ページが一番下の企業誘致推進ネットワーク強化事業ですけど、先ほどの説明で、個人から法人へ委託方式を変更したことによる減額という説明だったと思うんですけど、これは変更したことで、ちょっと事業ができなかった期間があって減額ということなんですか。

○**日高企業立地課長** 昨年度から、今年度にそういうふうに見直したことによりまして、委託の条件ですとか、契約の内容ですとか、そういった制度を1から見直したことによりまして、一部事業を行えなかった期間が生じたということでもあります。

○**横田委員** 企業誘致を専門にする法人があるんですか。

○**日高企業立地課長** 専門にするような法人というのは基本的にはありません。

例えば地方にコールセンターを出したいというふうな会社があった場合に、そこに対してコンサルティングを行っていくような会社とか、ベンチャー企業に対して会社を起業する、そういうアドバイスを行っていくような会社、あるいは企業がIT化を進めたいというときに、それに対してコンサルティングを行っていくとか、システムの提案を行っていくとか、そういったいろんなサポートをするような会社がありまし

て、そういうところが非常にたくさんの、幅広い企業を相手にするものですから、そういったところに対しての委託ということをはじめたものであります。

○**横田委員** 今でも皆さんの御努力のおかげでたくさん企業を誘致していただいていると思うんですけど、個人よりかは法人にお願いしたほうがはるかに成果が出るということで判断されたんですか。

○**日高企業立地課長** 法人にお願いすることによりまして、まず、利点としては、1人ではありませんので、その会社のマンパワーを生かしていただいて、より機動的に動いていただけたとか、いろんな機会をつかまえていただけたとか、そういったメリットがあるかということもありまして、そして、日々いろんな企業、新しい企業を営業で開拓していかれる、そういうふうな振り幅の広さみたいなものを期待して、こういった方式に見直しをしたところでもあります。

今年度は、実績としては1件、東京からの新規の立地が生まれているところでもあります。

○**徳重委員** オールみやざき営業課、お尋ねします。

245ページですけど、この海外渡航事務費の減額の150万円、これはパスポート関係の事務という理解でいいんですか。

○**酒匂オールみやざき営業課長** 海外渡航事務費につきましては、国の法定受託事務で、宮崎県がパスポートの発給等の事務を請け負っておりまして、これを宮崎のパスポートセンターと県税・総務事務所、県内6カ所に設置しております窓口で事務をやっております。その経費でございます。

○**徳重委員** 今、県内にパスポートを持ってい

らっしゃる方というか、その把握はされているものでしょうか。どれぐらい。

○酒匂オールみやざき営業課長 今、県内で有効な一般旅券、パスポートをお持ちの方は28年12月31日現在で13万2,427名いらっしゃいます。

○徳重委員 香港に行ったときにお話を聞いたわけですが、日本に10回以上っていうかなりの方がいらっしゃるというふうなお話を聞いてきたわけで。今、推進されている中で、やはり県内の方も韓国あるいは香港、台湾に行ってほしいんですが、そういう形での皆さん方からの働きかけというのは、県民に対してパスポートをとって海外を見てくださいますか。

○酒匂オールみやざき営業課長 パスポートは海外等への渡航のために必要で、我々はその事務をやっておりますけれども、基本的には国際交流を促進するということが大変重要なことだと私も思っております。例えば韓国との間で子供同士の交流を促進する事業ですとか、台湾であれば民間の団体の皆様方が交流できるようなきっかけづくりに取り組んだりしております。

また、これは昨年度の事業になりますけれども、チャイナエアラインの宮崎ー台北間が就航5周年を迎えたということを記念しまして、パスポートの発行代を値引きするというようなキャンペーンも実施されているところもございます。

我々としては、さまざまな国との国際交流については、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重委員 県内で毎年パスポートをとる人がふえているものの、大体どれぐらいの率でふえているか、人数でも結構ですが、ここ二、三年でも結構ですけど、教えてください。

○酒匂オールみやざき営業課長 暦年の数字になりますけれども、平成28年の本県の発給数が、10年、5年合わせまして1万6,715冊でございます。ちなみに、その前年が1万4,807ということで、約13%の増になっております。

ただ、ここ近年はずっと発行数は減少しておりましたけれども、円高等に触れたということもありまして、28年、持ち直してきたという状況でございます。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○黒木商工政策課長 それでは、商工政策課から議会提出報告書の関係分について説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

事案は、基準分銅損傷事故の損害賠償であります。

そもそも基準分銅は、はかりの検査などで使うおもりのことです。この事案は、具体的には昨年11月7日の日に県の計量検定所におきまして、職員が相手方の基準分銅を検査する際に、誤って県所有の基準分銅を落下させて損傷を与えた事案で、この物件損害について和解契約を締結したものであります。

損害賠償額は8万4,548円、専決年月日は平成29年1月5日であります。

検査の業務遂行につきましては、日ごろから職員に対して注意を喚起しているところでありますが、今後ともこのようなことが起こらないよう再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

商工政策課からは以上であります。

○**天辰雇用労働政策課長** 引き続き、議会提出報告書の雇用労働政策課関係分について御説明いたします。

同じ資料の次のページ、6ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてであります。

この事案は、車両損傷事故の損害賠償であります。

具体的には、昨年10月11日に宮崎小学校の駐車場内におきまして、宮崎小学校より借用しました物品、これを返すために私どもの職員がリヤカーを取りにいった際に、そのリヤカーが場内に駐車していました車両の右前面部分、バンパーの部分ですけれども、ここに接触しまして車両を損傷させた事案でありまして、この物件損害について和解契約を締結したものであります。

損害賠償額は4万9,788円、専決年月日は平成29年1月5日であります。

事故の防止につきましては、日ごろから職員に対して注意を喚起しているところがございますけれども、今後ともその徹底を図ってまいりたいと考えております。

雇用労働政策課からは以上であります。

○**清山委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○**蓬原委員** 1つだけ参考までに。この分銅の材質は何でできているんですか。

○**黒木商工政策課長** 材質は黄銅クロムメッキ製でございます。

○**清山委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○**黒木商工政策課長** それでは、資料の7ペー

ジをお開きください。

県内経済の概況等について御説明をいたします。

まず、1の総論についてであります。このページの表は3つの機関の経済概況報告を時系列で記載しております。

前回報告と同様、左から日銀宮崎事務所、真ん中が財務省の宮崎財務事務所、この2つが本県経済に関するもの、一番右が内閣府の月例経済報告で、全国の状況であります。

表の矢印の向きは、このページの一番下に記載していますとおり、前期と比較して上向きか、同じか、下向きかをあらわしたものであります。

本県の状況としては、直近の判断では、表の左下ですが、日銀は、宮崎県の景気は持ち直しの動きが続いているとしております。

次に8ページをごらんください。

ここからは各論について説明をいたします。

まず、2の(1)個人消費の百貨店・スーパーの販売額であります。左の表の一番下の欄、12月のところ、真ん中にあります全店ベースでは前年同月比がマイナスとなっております。これは、宮崎財務事務所によりますと、飲料品や食料品が催事効果などにより好調であったものの、気温の影響により、衣料品が秋冬物衣料を中心に不調という状況があったようです。

続きまして、ページ下の(2)乗用車販売の状況です。

表の10月以降の動きを見てみますと、軽自動車は前年同月比でマイナスであるものの、普通乗用車と小型乗用車がおおむね前年同月比でプラスであるため、一番右にありますとおり、県全体としては、11月以降、前年同月比でプラスの状況が続いています。

続きまして9ページをお開きください。

(3)の観光であります。

宮崎市内の主要ホテル、旅館の宿泊客数の状況としましては、昨年7月から始まった九州ふっこう割の影響により、左の一番上の表にありますとおり、全体では持ち直しの動きが見られません。

また、3番目の表の外国人客数も、9月以降、前年同月比でプラスとなっています。

続きまして、ページ下の(4)製造業であります。

本県の12月の鉱工業生産指数は98.0となっており、電子部品・デバイス工業や繊維工業などが低下したことにより、11月の100.3ポイントと比べ2.3ポイント低下しています。

続きまして、10ページをごらんください。

(5)雇用情勢であります。

アの有効求人倍率であります。本県は全国と同様に着実に上昇してきておりまして、ことし1月は1.33倍となっております。

また、ページ下のイであります。ハローワークで補足できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものであります。

表の上の欄、求人につきましては、10月～12月期の実績では、ふえた、少しふえたという回答が最も多く、1月～3月期も、ふえる、少しふえると予想する回答が最も多くなっています。

また、求職は、10月～12月期の実績では、変わらないという回答が最も多いのですが、1月～3月期は、ふえる、少しふえるを予想する回答が最も多くなっています。

また、表下の事業所の声としましては、医療、介護関係やコールセンターをはじめ、さまざまな職種で人手不足が続いており、就業条件の緩和や正社員化、直接雇用化などが進んでいるな

どがありました。

商工政策課の説明は以上であります。

○福嶋観光推進課長 熊本地震対策の取り組み結果について御説明をさせていただきますが、その前に資料に間違いがありましたことをおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それでは、差しかえと表示された資料のほう、こちらで御説明をさせていただきたいと思えます。1枚、別で差しかえというのがはいつていると思えますので、そちらをごらんください。

まず、熊本地震対策の取り組みについてであります。

(1)の宮崎観光緊急誘客対策事業につきましては、熊本地震により失われた観光需要を早期に回復させるため、5月補正予算で1億円を計上させていただき実施いたしました。

事業内容ですが、個人旅行対策として6月20日から8月にかけて旅行予約ウェブサイトを活用した宿泊割引を実施するとともに、団体旅行対策として7月から12月にかけては県内宿泊つきの団体旅行に対するバス借上助成などを実施しました。

その結果、当該事業による延べ宿泊者数は合計で約2万4,000人余となっております。

次に、(2)の九州ふっこう割ですが、国の交付金8億6,000万円をいただいて、6月補正により実施をしております。

実施時期は7月から9月までを第1期、10月から12月までを第2期として、国内・海外向けオンライン旅行商品や国内向け店舗型旅行商品、インバウンド旅行商品やコンビニで購入できる九州ふっこう割宿泊券の販売などを実施しました。

これらの九州ふっこう割による延べ宿泊者数

の合計は、目標である12万6,000人を上回り、約16万4,000人余となったところであります。

次に、県内の旅館・ホテル宿泊客数の状況ですが、宮崎県内の主な旅館・ホテルの宿泊者数は、熊本地震の影響で、6月は前年同月比13.2%のマイナスと大きく落ち込みましたが、九州ふっこう割等の取り組みにより徐々に回復し、県北地域はまだ十分とはいえないものの、県全体で見ると一定の成果が上がったものと考えております。

熊本地震対策の説明については以上であります。

次に、資料の12ページをごらんください。

キャンプ誘致の経過報告として、イングランドラグビー協会及びオーストラリアパラリンピック委員会の視察について御説明いたします。

まず、イングランドラグビー協会については、昨年11月に知事が宮崎市長らとトップセールスを行った際に視察の意向を示され、先般、協会担当者よりメールにて連絡があったものです。

時期は平成29年8月10日から12日、視察者はヘッドコーチであるエディ・ジョーンズ氏を含む6人のスタッフであります。

また、視察内容として、練習施設、宿泊施設、メディカル施設などを予定しております。

次に、オーストラリアパラリンピック委員会であります。

事前キャンプ誘致活動の一環として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の東京2020事前キャンプガイドへの本県情報の掲載等を行ったところ、事前キャンプに向けた視察について、オーストラリアパラリンピック委員会より打診があり、調整した結果、今回の視察に至ったものであります。

時期は平成29年3月18日から19日、視察者は

ゼネラルマネージャーであるベンジャミン・トロイ氏を含む4人のスタッフであります。

視察内容は、アーチェリーなど15競技の練習施設のほか、宿泊施設、メディカル施設などを予定しております。

今後とも関係部局と連携しながら万全の体制で視察受け入れの準備を進め、キャンプ地として選ばれるよう取り組んでまいります。

説明は以上であります。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 それでは、記紀編さん記念事業の今年度の取り組み状況について御説明をさせていただきます。

委員会資料の13ページをお開きください。

まず、知る機会・触れる機会の創出でございます。県民の皆様には神話や神楽など、宮崎の貴重な宝を再認識していただき、郷土に対する愛着や誇りを深めていただくための取り組みであります。

1の神話のふるさと県民大学ですが、ここでは県内の大学と連携したリレー講座や神話ゆかりの地を実際に訪れ体感していただくフィールドワーク、県内の小中高校への出前講座を行う記紀みらい塾、そして、右側のページになりますけれども、神話のふるさと講演会を開催いたしました。

県民の皆様にさまざまな切り口から宮崎の神話等に触れていただいたところですが、例えば、記紀みらい塾ではそれぞれの地元で伝わる神話を題材としていただくなど、子供たちが親しみやすい講座となるよう取り組んでいるところであります。

年々希望する学校がふえてきておまして、今後さらに広がりを持たせていければと考えております。

14ページ下のほうの神楽シンポジウムでござ

います。

こちらは今週末に開催をする予定の事業であります。神楽に対する県民の理解を深め、保存・継承に結びつけていくため、また、神楽の魅力を県内外に発信することを目的として実施するものであります。

11日の土曜日には、福岡、大分からも神楽をお招きしまして、県内の椎葉神楽、銀鏡神楽と合わせて4つの神楽をごらんいただくこととしており、九州の神楽の魅力を県民の皆様にとっぷりと体感していただきたいと考えております。

なお、予定をしておりました、11日、中西進先生の御講演ですが、急な都合により、國學院大學の小川直之先生の講演に変更となっておりますので御報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、15ページになりますが、古墳の世界遺産に向けた取り組みといたしまして、大阪大谷大学と連携しての古墳講座や、奈良県との連携事業といたしまして、宮崎空港オアシス広場をお借りしまして合同パネル展を開催したところでございます。

次に16ページになります。

ブランドイメージを確立するためのプロモーションであります。

ここでは、主に県外に向けて神話の源流みやざきのブランドイメージの確立を図り、そして、それらを誘客につなげるための事業に取り組んだところであります。

まず、1の大学との連携による連続講座では、比較的の神話や神楽などに関心の高い層をターゲットといたしまして、東京、大阪の大学と連携して連続講座を開催いたしました。

県外の方々にさまざまな視点から宮崎の魅力を感じていただこうと取り組んでいるところですが、特に今年度からは初めて國學院大學との

連携講座も設けたところであります。

次に、1枚おめくりをいただきまして、17ページの下のほうになります、2の神楽の県外公演でございます。

本県に伝わる神楽の魅力を全国に発信をするため、また、神楽の世界無形文化遺産登録に向け、あるいは東京オリンピック・パラリンピック開会式での天岩戸開き神話の採用に向けた取り組みの一環として実施をしております。

特に国立能楽堂では、自治体主催としては初めての神楽公演とのことでしたが、國學院大學での公演ともども定員を大きく超える応募をいただきまして、首都圏の皆様の神楽に対する関心の高さを感じたところでございます。

さらに、右側18ページになりますが、関西地区では、今年度初めて奈良県と連携をいたしまして、かしはら万葉ホールで神楽の公演を行いましたほか、福岡県の九州国立博物館では、福岡県、大分県と連携しまして、今回で4回目となりましたが、東九州神楽人の祭典を開催いたしました。

こちらにも毎年多くの皆様に御来場いただいております、福岡における発信事業として定着、浸透してきているものと考えているところでございます。

次に、3の雑誌・インターネットを活用したプロモーションですが、ここでは首都圏の女性をターゲットといたしまして、女性情報誌オズマガジンとタイアップし、雑誌やウェブへの掲載、テレビ番組の制作・放映、旅行展示会への出展等を行いました。

また、次の19ページになりますが、インターネット宿泊予約サイトとタイアップいたしまして、神話の源流みやざきのPRサイトを設け、あるいは市町村ごとの観光プランを紹介する特

設ページとリンクをさせるなど、神話をテーマとしたネットキャンペーンを行いました。

事業の結果につきましては、現在、とりまとめ中ですが、速報値といたしまして、じゃらんにおきましては、キャンペーン期間中の対前年同期比で107%の宿泊数となっているというお話も聞いておきまして、一定の効果があつたものと考えているところであります。

最後に、4の市町村との連携によるプロモーションでございます。

現在、14の市町村と連携し、神話をテーマとする新たな観光づくりに取り組んでおりますが、その取り組みの1つとして、今般、4つの市町村のパンフレットを2種類作成いたしました。

お手元にお配りをしておりますので後ほどごらんいただきたいと存じますが、市町村ごとの神話素材と食や観光を結びつけて情報発信をするもので、神話の研究者の方などに実際に現地をめぐっていただいて、その地域の魅力を紀行文として寄せていただくなど、神話や古代に興味がある人のみならず、広く一般の皆様にも読みやすいパンフレットになったのではないかと考えております。

来年度以降、他の市町村につきましても、順次作成していきたいと考えております。

説明は以上でございますが、今後ともこれまでの実施事業の課題などを踏まえ、改善を図りながら、より一層の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○蓬原委員 質疑というわけでもないんですが、14ページのシンポジウム、3月11日でしょうか、一般県民となっています。県内でも都城

盆地というのは高原はあるんですけど、確か神楽文化というのはないんですよね。あそこには約18、19万人の人たちが住んでいるわけですけど、宮崎の神楽として売り出すからには、あまり神楽と縁のないところの人たちに、宮崎にこんなすばらしい神楽があるんだよというのをいろいろとされたほうがいいのかなと。

私も神楽を初めて見たのはかなり年齢を重ねてからだったんです。何人かうなずいていらっしゃる方は都城出身の人たちだと思うんだけど。

そういう発信をするためにはまず地元からですから、そういう神楽のないところ、串間がどうなのか、日南はあるんでしょうかね。だから、そのあたりも交流されてやられるといいかなと。

そういうことを感じましたので意見として申し上げておきたいと思います。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 委員おっしゃるとおり、神楽につきましては、県北、県央あたりが多くございます。もちろん県西、県南、全然ないということでもございませんで、日南、串間あたりにも、昼神楽、春神楽と呼ばれるようなものもございませし、高原のほうには神舞がございませ。

私どもとしては神楽の公演も含めまして、県民大学とかも行ったりしておりますので、神話、神楽全般的な発信ということで、県内各地で行っていければなというふうには思っております。

○横田委員 記紀編さん事業がだんだん広がりを見せてきたなと思って、大変うれしく思っているんですが。県民みんなに日向神話を知ってもらうことはすごく大事だと早くから言っていたんですけど、記紀みらい塾、小中高生向けの出前講座、すばらしいなと思うんですが、子供たちの神話に対する反応はどんなふうな状況でしょうか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 お伺いをさせていただきますと、それぞれの学校で日ごろからいろんな形で神話に恐らく触れているんだろうと思いますが、中には私どもより詳しい子供がいたり、先生方が授業を進める中で、先を行って、それは何という発言があったりとか、さまざまな反応がございます。

もちろん、宮崎県内各地にそういった神話であるとか、伝承が語り継がれておりますので、小さいころからそういったところに触れていくということが大変大切かと思っておりますので、私どもとしても、こういった事業に今後とも力を入れて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○横田委員 最寄りの神社がこういう神話の舞台なんだよとか、それを知るということは、神社に行く楽しみもふえてくるし、すごく郷土を愛する心にもつながると思いますので、さらにこれを広げていただければと思います。

それと、東京五輪・パラリンピック開会式での岩戸開き神話採用に向けた情報発信ということでしたけど、済みません、何回も聞きますけど、手ごたえはどうでしょうか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 東京オリパラの開会式での採用を目指して、そのことも含めましてこういった事業に取り組んでおります。

リオ五輪が終わりまして、いよいよ東京に向けて動き出しているわけですがけれども、機会を捉えて、知事以下、いろんな形での要望活動といったこともやらせていただいているところでございます。

私も先月東京に出張したときに訪問をしてまいりましたけれども、現段階では、まだまだ具体的なことが言えるような状況ではないという

ようなことではございましたので、引き続き宮崎県の気持ちというものを伝えていきたいと思っております。

○横田委員 河野知事も最初から言われていますが、世界中見たらいろんな紛争が絶えないし、国内でも地震とか、つらいことがいろいろあって、岩戸開きで暗かった世の中に光が差したように、世界にそういう明るい時代が来るようにというコンセプト、すばらしいと思いますので、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

○清山委員長 ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 では、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後0時59分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○東県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願ひいたします。

議案等の説明に入ります前に、まず、おわびを申し上げます。

このたび、小林土木事務所におきまして管理する公用車が、自動車検査証——車検ですが、有効期間が満了した後も気づかずに運行してい

た事実が判明いたしました。

原因としましては、担当者が車検期間満了日を適切に把握していなかったことや、事務所内での複数によるチェック体制の不備によるものであります。

事案発覚後、全公用車の車検満了日を一覧表にし、執務室に掲示するなど、再発防止を図ったところであります。

今回の事案は、県民の信頼を大きく損ねる行為であり、極めて遺憾であります。

今後とも職員に対し、全体の奉仕者として、また、県民からいささかの批判を受けることのないよう、指導を徹底してまいります。

まことに申しわけありませんでした。

続きまして、お礼と御報告を申し上げます。

申しわけありませんが、座って報告させていただきます。

先月22日の産業開発青年隊の修了式におきましては、県議会から、宮原副議長を初め、清山委員長、丸山委員に御出席いただきました。この場をおかりましてお礼申し上げます。

続きまして、報告であります。東九州自動車道門川南スマートインターチェンジの開通についてであります。

本会議で知事からも報告がありましたが、門川町とネクスコ西日本九州支社とともに整備を進めてまいりましたが、今年25日に開通する運びとなりました。

これにより、高速道路の利便性が向上し、県北地域の産業活性化や観光の振興、救急救命活動の支援、防災機能の強化などに大きな効果があると期待されているところであります。

続きまして、一般国道448号夫婦浦工区の開通についてであります。

平成27年3月より工事を行ってまいりました

日南市南郷町の夫婦浦トンネルが完成し、今年28日に開通することとなりました。

この開通によりまして、これまで幅員狭小で災害の危険性が高かった現道を回避することが可能となりまして、安全で円滑な交通の確保が図られると期待しているところであります。

スマートインターチェンジ及び夫婦浦工区の開通に関し、これまで御支援いただきました県議会の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内の道路網の整備に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、細島港におけるコンテナ貨物取扱量50万TEUの達成についてであります。

細島港におきましては、平成5年より取り扱いを開始しましたコンテナ貨物が累計50万TEUに達しました。これを記念し、今年21日には記念式典を開催する予定であります。

これまで細島港振興に御協力いただきました県議会の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後ともさらなる発展のため、官民協働で取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に配付しております商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案でございますが、公共事業等の国庫補助決定に伴う補正予算案ほか、特別議案1件についてであります。

次に、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについてほか1件であります。

最後に、その他報告事項といたしまして、建

設工事等におけるコスト調査の結果については
か3件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から
説明いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

○佐野管理課長 管理課であります。

まず、県土整備部の2月補正予算の概要につ
いて御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きいただきたい
と思います。

この表は、今回の補正額及び補正後の額など
を一覧表にして取りまとめた県土整備部の予算
総括表であります。

表中央の太線枠内C列が今回の補正額で、一
般会計と特別会計を合わせました補正額は、一
番下の行に記載のとおり、82億3,015万1,000円
の減額であります。

主な内容としましては、国庫補助・交付金事
業や災害復旧事業等の事業費の確定等に伴うも
のであります。

この結果、補正後の額は、右から2列目の一
番下に記載のとおり、789億7,305万8,000円とな
り、前年度の現計予算と比較いたしますと、139
億1,966万5,000円の増となっております。

これは、本年度は前年度に比べまして、補助
公共・交付金事業において国の補正予算の規模
が大きかったことや、災害復旧費が台風16号等
により増額となったことによるものであります。

次に、2ページをお開きください。

2の補助公共・交付金事業であります。

補正額は、C列の一番下であります。30
億7,033万1,000円の減額であります。国庫補助
決定等によるものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思い

ます。

上の表、3の直轄事業負担金であります。

国が直轄で行います道路や河川等の事業費の
所要見込みとして、C列の一番下にありますよ
うに、12億6,813万8,000円の減額であります。

次に、下の表、4の災害復旧事業であります
が、今年度の災害復旧事業の確定等により、C
列一番下のとおり、32億6,449万3,000円の減額
を行うものであります。

次に、4ページをお開きください。これは、
今回の補正の課別の内訳となります。

次に、5ページであります。一般会計、繰
越明許費補正の集計表であります。

太線で枠囲みしております2月議会申請分の
欄が、今回の申請額であります。追加と変更、
合計で29事業、136億9,585万8,000円をお願いし
ております。

この結果、29年度への繰り越しを予定してい
ます一般会計の繰越明許費は、一番下に記載
がありますように、48事業、346億8,406万2,000
円となります。

次に、6ページと7ページに繰り越しの事業
ごとの内訳を掲げておりますが、これらの事業
の繰り越しの主な理由を申し上げますと、関係
機関との調整や用地交渉等に時間を要したこと
などによるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為補正であります。

上のほうの港湾改修事業は、国の3次補正に
よりまして内示があったもので、岸壁の改良工
事を行うものであります。

また、下のほうの県単都市公園整備事業は、
青島亜熱帯植物園の整備を行うものであります
が、いずれも工事期間がこの3月から来年度に
またがるため、債務負担行為の設定を行うもの

であります。

次に、9ページをごらんください。

特別会計の繰越明許費追加であります。

まず、上の表、公共用地取得事業特別会計であります。用地取得等に日時を要したため、1億1,961万3,000円をお願いしております。

次に、下の表、港湾整備事業特別会計では、関連する工事のおくれによりまして、細島港、油津港合わせまして9,334万円をお願いしております。

県土整備部の補正予算の概要は、以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の313ページをお開きいただきたいと思っております。

当課の補正予算額は、6,871万円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目ではありますが、19億9,594万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

315ページをお開きください。

一番下の(事項)建設業指導費であります。これは、建設業の許可や経営事項審査に要する事務費及び建設業関連情報システム改修費等の執行残により、498万6,000円の減額を行うものであります。

管理課は、以上であります。よろしく御説明いたします。

○河野用地対策課長 用地対策課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の317ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で1億3,685万7,000円の減額、特別会計の公共用地取得事業

特別会計で373万7,000円の増額、合わせまして1億3,312万円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で2億7,963万8,000円、特別会計で3億6,139万円、合わせまして6億4,102万8,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

319ページをお開きください。

一般会計であります。

まず、ページ中ほどの(事項)収用委員会費であります。収用裁決案件に係る土地や物件の鑑定料等の執行残により、1,389万3,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)特別会計繰出金であります。事業費の確定に伴い1億2,208万4,000円の減額であります。

続きまして、321ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。

(事項)公共用地取得事業費は、373万7,000円の増額であります。これは、事業費の確定等に伴い、説明欄1にあります土地を先行取得するための公共用地取得事業費の1億2,208万4,000円の減額と、説明欄2の一般会計への繰出金1億2,582万1,000円の増額を行うものであります。

用地対策課は、以上であります。

○木下技術企画課長 技術企画課であります。

お手元の歳出予算説明資料の323ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1,396万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、3億3,215万2,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

325ページをお開きください。

初めに、一番上の(事項)土木工事積算管理
検査対策費であります。これは、公共工物品質
確保強化事業のうち、公共工事の施工体制点検
に要する委託料の執行残によります538万1,000
円の減額、及び電子納品・情報共有システム整
備管理費のうち、受注者向けに行う電子納品研
修に要する委託料等の執行残による304万1,000
円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共工事技術力向上
事業費であります。これは、技術力向上研修
会の委託料等の執行残による99万3,000円の減額
であります。

技術企画課は、以上であります。

○**葦方道路建設課長** 道路建設課であります。

引き続き、お手元の歳出予算説明資料327ペー
ジをお開きください。

当課の補正予算額は、8億3,321万3,000円の
減額であります。その結果、補正後の予算額
は、214億6,068万1,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

329ページをお開きください。

まず、(事項)直轄道路事業負担金であります。
国の直轄事業費の確定に伴うもので、7億1,335
万2,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)公共道路新設改良事
業費であります。国庫補助決定に伴うもの
で、9,986万1,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)道路建設受託事業費
であります。執行残に伴うもので、2,000万円の
減額であります。これは、えびの市の国道447号
真幸工区で、鹿児島県と県境をまたぐトンネル
の詳細設計を鹿児島県から受託し実施する予定
でありましたが、ボーリング等の追加調査が必
要となり、詳細設計を平成29年度に延期したた
めであります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の10ページをお開きくださ
い。

議案第69号「工事請負契約の締結について」
であります。

これは、国道327号佐土の谷工区で施工する(仮
称)佐土の谷2号トンネルに関する工事請負契
約の締結であります。

1の佐土の谷工区の事業概要であります。当
工区は、国道327号の諸塚村大字七ツ山から稚
葉村大字松尾間におきまして、延長3,400メー
トル、車道幅員5.5メートル、全幅7.0メートル、
全体事業費約72億円の事業であります。

2の(仮称)佐土の谷2号トンネルの概要で
あります。延長229メートル、車道幅員5.5メ
ートル、全幅8.0メートルで、ナトム工法により、
諸塚村側から掘削を行う予定としております。

3の工事請負契約の概要であります。契約
の金額は、6億1,425万5,400円で、契約の相手
方は、内山・伊達・日新特定建設工事共同企業
体、工期は、平成30年3月20日までであります。

道路建設課は、以上であります。

○**上田道路保全課長** 道路保全課であります。

お手元の歳出予算説明資料の331ページをお開
きください。

当課の補正予算額は、12億1,572万5,000円の
減額をお願いしております。その結果、補正後
の予算額は、156億2,610万6,000円となります。

以下、主な補正の内容について御説明します。

333ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費で、4,120万円の
減額であります。これは、主に、1、道路管理
事業で道路台帳修正業務等の執行残によるもの
であります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費

であります。国庫補助決定に伴い、11億2,898万8,000円の減額であります。

道路保全課は、以上であります。

○阿佐河川課長 河川課であります。

お手元の歳出予算説明資料の335ページをお開きください。

当課の補正予算額は、35億7,889万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、181億3,657万1,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

337ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)ダム施設整備事業費であります。国庫補助決定に伴う1億4,255万円の減額であります。

次に、338ページをお開きください。

最初の(事項)公共河川事業費であります。国庫補助決定に伴う5億9,182万円の減額であります。

次に、340ページをお開きください。

最初の(事項)公共土木災害復旧費でございます。国庫補助決定等に伴う26億9,850万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、国が管理する直轄区間において実施する災害復旧事業に対する県の負担金でありまして、直轄事業費の確定に伴う1,354万2,000円の増額であります。

河川課は、以上であります。

○永井砂防課長 砂防課であります。

お手元の歳出予算説明資料の343ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1億7,140万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、69億1,143万円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

345ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や、地すべりのおそれがある箇所での対策工事、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業であります。国庫補助決定による1億6,269万円の減額であります。

なお、説明欄の4、災害関連緊急砂防事業の1億5,166万6,000円の増額につきましては、昨年9月の台風16号により、山腹崩壊が発生しました宮崎市高岡町の北小崎谷川において砂防堰堤の整備を行うものであります。

その2行下の6、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の5,277万8,000円の増額につきましては、台風16号により崖地の崩壊等が発生しました延岡市内の稲葉崎地区ほか2地区において、延岡市が緊急的に実施する災害関連事業に対して補助を行うものであります。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備や基礎調査などを行う事業であります。国庫補助決定による2,501万4,000円の減額であります。

346ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。直轄事業費の確定による1,790万7,000円の増額であります。

砂防課は、以上であります。

○矢野港湾課長 港湾課であります。

お手元の歳出予算説明資料の347ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で13億2,076万3,000円の減額と、港湾整備事業特別会計で3,362万1,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、57億3,857万2,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

349ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明いたします。

中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金であります。直轄事業費の確定により、7,496万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。国庫補助決定等により、4,745万円の減額であります。

次に、350ページをお開きください。

下から2番目の(事項)特別会計繰出金であります。繰出額の確定により、3億6,415万1,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金であります。直轄事業費の確定により、1億4,914万4,000円の減額であります。

次に、351ページをごらんください。

中ほどの(事項)公共港湾建設事業費であります。国庫補助決定により、1億493万7,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)港湾災害復旧費であります。国庫補助決定等により、5億5,490万8,000円の減額であります。

一般会計については、以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

353ページをごらんください。

一番上の(事項)細島港管理運営費であります。

これは、細島港の荷役機械等の管理運営に要する経費であります。ガントリークレーン1号機において、経年劣化に伴い給電設備に不具合が発生し、荷役作業に支障を来しているため、これに早急に対処するための設備更新費用が必要となったことにより、3,990万1,000円の増額であります。

港湾課は、以上であります。

○巢山都市計画課長 都市計画課であります。

お手元の歳出予算説明資料の355ページをお開きください。

当課の補正予算額は、3億1,759万1,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、26億6,362万8,000円となります。

以下、主な補正の内容について御説明いたします。

357ページをお開きください。

中ほどの(事項)都市計画指導監督費であります。これは、市町村が実施する国庫補助事業の指導監督を行う事業で、国庫補助決定に伴いまして、191万6,000円の増額であります。

次に、358ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴いまして、4億1,476万円の減額であります。

その下の(事項)公共都市公園事業費であります。こちらも、国庫補助決定に伴いまして、1億120万6,000円の減額であります。

最後に、一番下の(事項)青島亜熱帯植物園環境整備事業費で、2の新規事業「官民連携による「青島の観光再生」拠点整備事業」であります。これは、国の地方創生拠点整備交付金を

活用しまして、宮交ボタニックガーデン青島の
外苑西口整備や夜間開園を行うための照明施設、
さらには休憩施設などの整備に要する経費とな
りますが、先般、国より整備交付金として、不
採択との連絡を受けたところであります。

そのため、今回、補正予算をお願いしまし
たが、平成28年度決算においては、不用額とし
て整理することとなります。

なお、追加募集があるとのことですから、再
度申請を行うための準備を現在進めているとこ
ろでありまして、事業採択となれば、平成29年
度の補正予算で、改めてお願いすることになる
と考えております。

都市計画課は、以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。

歳出予算説明資料の361ページをお開きくだ
さい。

当課の補正予算額は、2億1,117万6,000円
の減額をお願いしております。その結果、補正後
の予算額は、26億7,798万5,000円となります。

以下、補正の内容について説明いたします。

364ページをお開きください。

一番下の(事項)建築物地震対策費であり
ます。これは、今年度着工する予定であった民間
事業者による耐震改修工事が次年度に着手され
ることになったことなどから、国庫補助決定に
伴い、9,438万2,000円の減額であります。

次に、365ページをごらんください。

一番下の(事項)公共県営住宅建設事業費で
あります。これは、県営住宅の建てかえや環境
整備を行う事業で、国庫補助決定に伴い、3,961
万4,000円の減額であります。

次に、366ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)公共優良賃貸住宅供
給促進費であります。これは、地域優良賃貸住

宅の整備を行う民間事業者がなかったことなど
から、国庫補助決定に伴い、3,796万7,000円
の減額であります。

建築住宅課は、以上であります。

○山下宮繕課長 宮繕課であります。

お手元の歳出予算説明資料の367ページをお開
きください。

当課の補正予算額は、5,341万円の減額をお願
いしております。その結果、補正後の予算額は、
8億9,112万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

369ページをお開きください。

まず、最初の(事項)庁舎公舎等管理費であ
ります。庁舎公舎等の補修工事等の執行残によ
りまして、2,882万7,000円の減額であります。

次に、中ほどの(事項)電気機械管理費であ
りますが、庁舎等の機械、電気設備の維持管理
業務委託等の執行残により、1,555万5,000円
の減額であります。

次に、その下の(事項)電話設備等管理費で
ありますが、庁舎等の電話設備の維持管理業務
委託等の執行残により、180万円の減額であり
ます。

次に、一番下の(事項)県庁舎BCP対策事
業費であります。庁舎等の建具飛散防止を初
め、電力や通信等の浸水対策など、BCP対策
に係る改修工事等の執行残により、640万円の減
額であります。

宮繕課は、以上であります。

○前内高速道対策局長 高速道対策局であり
ます。

お手元の歳出予算説明資料の371ページをお開
きください。

当局の補正予算額は、3億4,579万4,000円
の減額をお願いしております。その結果、補正後

の予算額は、右から3列目の欄であります、18億9,783万9,000円となります。

次に、373ページをお開きください。

主な補正の内容につきまして御説明いたします。

中ほどの(事項)ですけれど、直轄高速自動車国道事業負担金であります。これは、国の直轄事業に要する費用の確定により、3億4,537万6,000円の減額であります。

高速道対策局は、以上です。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○徳重委員 用地対策課にお尋ねしますが、収用委員会の運営費が1,389万3,000円の減額ということですが、収用委員会が余り開かれなかったと理解していいんですかね。何回開かれたか。

○河野用地対策課長 収用委員会につきましては、定例会というのが毎月1回ありまして、これが、3月を入れて12回開かれる見込みとなっております。

今回、委員会の運営費が減額になりましたのは、収用委員会において裁決案件につきまして、土地・建物についての鑑定を行う場合があります。今回は収用裁決案件が今年度まだ出てきておりませんので、予定としては3月に上がってくるというふうには聞いておりましたけれど、まだ上がっておりませんので、結局、今年度、土地・建物等の鑑定を行う案件がないということになりまして、減額することとなっております。

○徳重委員 ことはそういうことかと思いますが、例年何回ぐらいそういう収用委員会にかけられた案件が出てくるものですか。

○河野用地対策課長 収用委員会、裁決案件によりまして変わってきますけれども、定例会と

いうのが毎月1回開かれます。それに収用案件の審議をするのに臨時会とか、または当事者を集めての審理というようなこともあります。

そういうことで、回数的には今年度23回というの見込んでおりましたけれども、今回は収用案件等申請がありませんでしたので、通常の協議、また研究と、あと収用委員会での九州での会議がありますので、それへの出席ということで、今のところ15回というような形での収用委員会の開催となっております。

○丸山委員 なかなか予算上のことで難しいのかもしれないけれども、11月議会で150億ぐらい増額になって、本当よかったなと思いつつ、2月で82億減額ということで、非常にがっかりといいますか、そういうイメージを持ってしまいうんですけれども、何か11月のときに、うまく調整といいますか、なぜできないのかなど。そこで確実に増額しないとイケないシステムなのか、何かうまく調整をできればいいのじゃないかなど思っている。それも制度上のことでどうしても増額補正というのをしなくちゃいけないのか、調整というのは不可能なことなのかというのを少しお伺いしたいかなど思っています。

○佐野管理課長 管理課のほうで少しお答えしたいと思いますが、今回の減額の大きなものは、先ほども申しあげましたけれど、国の補助事業ですとか、交付金事業の額が確定したことによって減額するものと、災害復旧事業、これが予定した予算よりは少なかったということですが、補助公共・交付金事業、これにつきましては、通常、経済対策をこれまでは2月議会で審議していただいて措置をするという形で、その際にいわゆる国庫補助・交付金事業あるいは直轄事業負担金の内示差分ですね、今回落とした分になるわけですが、そういったものと相殺するよ

うな形で調整させていただいていると。

これは、11月議会において、内示差を調整するのかどうかという議論は、財政サイドとも議論はしたんですが、通常、年度末にこういったものについては調整をしているというようなこともありまして、今回についても、同じような形で年度末で調整をさせていただいているところであります。

おっしゃったように、比較的今回大きく落とすということで、印象が悪い部分は確かにございますが、年度当初の予算と比べますと、例えば補助公共・交付金でいきますと、年度当初は322億ほどですが、今回2月補正後の予算額としては、426億、104億ほど増額、年度当初と比べますと大きくなっています。

また、直轄事業負担金につきましても、75億に対して77億、災害復旧事業は当初予算が90億ほどで、今回58億ということで、これは災害の実態に応じた対応ということですので、減額にはなっております。

そういった公共事業全体で見ますと、当初予算が598億に対して、最終的には2月補正として678億ということになっておりまして、大体80億ぐらいのプラスになっているという現状でございます。

○横田委員 繰越明許費の合計48事業の346億8,000万、すごく大きな額だなと思うんですけど、前年度の繰り越しはどれぐらいだったんでしょう、大体同じぐらいなんですかね。

○佐野管理課長 今回は申請額としては48事業、346億ほどということですが、それに該当します昨年度の数字としましては、*217億ほどということになっております。

○横田委員 毎年すごく大きな額が繰り越しになるわけですが、これはもう来年度に入っ

てすぐ執行していくということになるのか。

○佐野管理課長 事業の内容等にもよりますが、基本的にはちょうど年度当初というのは公共事業の端境期ということにもなりますので、早期執行に努めるという形で考えております。

○清山委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○上田道路保全課長 道路保全課であります。

損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故4件であります。

それぞれの事故の内容について御説明します。

発生日、発生場所につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

上から1番目から3番目までの支障木接触事故3件につきましては、同一箇所が発生しており、道路上に倒れていた竹に衝突し、車両のフロントガラス及びブルーパネル等を損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の穴ぼこ事故につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし込み、車両の左前後輪を損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は3万1,946円から16万4,294円となっております、全て道路賠償責任保険から支払わ

※46ページに訂正発言あり

れます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。委員会資料の13ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃等の滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しております県営住宅の入居者につきましては、家賃を長期間滞納しておりましたので、明け渡しの請求を行いました。誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであり、表の右端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行っております。

建築住宅課は、以上であります。

○清山委員長 執行部の説明は終了しました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○木下技術企画課長 技術企画課であります。委員会資料の14ページをお開きください。

昨年9月の常任委員会におきまして、建設工事等におけるコスト調査の実施について御報告させていただきましたが、今回は、その調査結果等について御説明いたします。

まず(1)の調査対象件数でございます。公共三部が発注した建設工事及び建設関連業務のうち、平成27年4月1日以降に発注し、平成28

年6月30日までに完成したのから調査対象を抽出し、回収したデータについて集計・分析を行ったものであります。

下の表に記載しておりますとおり、有効データ件数は413件となっております。これらのデータを分析し、取りまとめたものが(2)の平均損益率、マイナス収支件数の割合でございます。

建設工事につきましては、平均損益率8%、マイナス収支件数が41件で、全体に占める割合は19%となっております。

また、建設関連業務につきましては、平均損益率が17%、マイナス収支件数が25件の13%となっております。

御参考までに他県の調査結果では、マイナス収支件数の割合は約4割であったと伺っておりますが、本県では、ここ数年、労務単価が大幅に引き上げられたことや、平成27年度に一般管理費等の諸経費が引き上げられたことなどによりまして、全体として利益が出ているものと考えております。

次に、(3)の落札率と損益率の相関について御説明いたします。

参考資料の1ページをごらんください。

落札率と損益率の関係を表にしたものであります。横軸を落札率、縦軸を損益率としてまとめておりますが、建設工事、建設関連業務とも損益率がプラスとなっている件数が多くなっている状況でございます。

ただ、落札率と損益率の関係につきましては、落札率が高くても損益率がマイナスとなったり、逆に落札率が低くてもプラスとなっているなど、落札率と損益率の関係にはっきりとした相関は見受けられません。

参考資料の2ページをごらんください。

続きまして、アンケート結果について御説明

いたします。

建設工事の収支がプラスまたはマイナスとなった理由につきまして、アンケート調査を実施し、その結果について一覧表と円グラフで記載をしております。

マイナス収支の理由としましては、予定価格に関するものが25件と最も多く、設計変更や工期関係を含めると全体の7割を超えております。最低制限によるものは5件の12.5%となっております。

また、プラス収支の理由としましては、その他企業努力に関するものが54件と最も多く、工期関係が37件、現場条件が17件となっております。

3ページをごらんください。

建設関連業務についてのアンケート結果になりますが、建設工事と同様、予定価格や設計変更、工期関係によるものが7割を超えており、最低制限価格によるものは6件の24%となっております。

プラス収支の理由につきましても、その他企業努力によるものが55件と最も多く、次いで、工期関係が19件となっております。

委員会資料に戻りまして、15ページをごらんください。

2、建設業の経営状況について御説明いたします。

(1)の経常利益について、参考資料の4ページをごらんください。

建設企業の経常利益がマイナスとなった企業の割合と、平均経常収益について、経営事項審査のデータをもとに、平成25年度から平成27年度までの3カ年分を記載をしております。

一番下にあります入札参加資格者計のデータを見てみますと、マイナスとなった企業の割合

はおおむね17%前後となっております。

引き続き資料の5ページをごらんください。

本県における建設業の収益性について、「建設業の経営指標西日本版」より抜粋したもので、総資本経常利益率の年度ごとの推移を示しております。

赤線の折れ線グラフが宮崎県、青色が西日本平均ですけれども、両方とも平成18年度から落ち込み、平成20から24年度は低い値で推移をしていましたが、近年は回復傾向にあります。

参考資料の6ページをごらんください。

本県の倒産件数の推移を「東京商工リサーチデータ」より抜粋したものであります。

平成11年からの本県の建設業の倒産件数と全業種に占める割合を年別に示したもので、最近では減少傾向にあり、28年は5件となっております。

委員会資料の15ページにお戻りください。

3、今後の方針について御説明いたします。

最低制限価格につきましては、現在、建設工事は予定価格のおおむね90%、建設関連業務はおおむね80から85%としているところであります。

今回のコスト調査の結果や建設業の経営状況及び国が上限値を90%にしていること、他の都道府県において最低制限価格の引き上げの動きが見られないことなどを総合的に勘案いたしますと、現時点では最低制限価格の水準を見直す状況にはないと判断をしたところであります。

しかしながら、今回のアンケート結果から、予定価格の適正な設定や適切な設計変更などに努めていくことが重要であると改めて確認できましたことから、品確法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応していきたいと考えております。

最後に、最低制限価格の算定式の公表につき

まして御説明いたします。

これまで非公表としておりました最低制限価格の算定式につきましては、来年度から、経済雇用対策として国より高い水準で設定しております現在の水準を維持できるように、国の算定式に補正係数を乗じた式として公表することとしております。

説明は以上です。

○上田道路保全課長 道路保全課でございます。宮崎県沿道修景美化基本計画案について御説明いたします。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

まず、1の基本計画の目的についてであります。

県では、昭和44年に沿道修景美化条例を制定し、道路環境の創出に努めてきましたが、沿道修景を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後目指していく目標像や具体的な対応方針を定めた沿道修景美化基本計画を策定するものであります。

次に、2の計画策定に向けたこれまでの取り組み及び今後の予定についてであります。昨年度から検討委員会などを開催し、有識者や地域の活動団体の方々などと意見を交換し、計画の原案を作成したところです。その後、昨年12月からことし1月にかけてパブリックコメントを実施したところであり、今月末に基本計画を策定し、来年度からはこの基本計画に基づき各施策を展開していく予定であります。

次に、3のパブリックコメントの結果についてであります。寄せられた意見の数は23件でした。

主な意見としては、観光宮崎の復活につながる計画としてほしい、地域の特徴を出した整備を行ってほしい、地域住民などとの協働が不可

欠であるといった意見や、国や市町村等へも広くPRしてほしい、50年先を見据えてほしいといった意見がありました。

今回お寄せいただいた意見は、多くが施策の展開に関する意見でございましたので、基本計画、原案の変更はございませんが、今後施策を進める上で参考にしたいと考えております。

最後に、17ページの4の計画案の概要であります。基本目標を沿道空間における美しい宮崎づくりの推進とし、各地域にワーキンググループを設置し、PDCAサイクルのもとで各施策を推進することとしております。

計画の詳細につきましては、配付しております別冊をごらんいただきたいと存じます。

道路保全課からは以上です。

○阿佐河川課長 河川課でございます。大規模氾濫に対する防災・減災のための取り組み強化について御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

1の背景であります。本県におきましては、平成17年の台風14号による水害を教訓に、災害の備えとしまして、関係する機関と連携しながら、防災会議や現場での防災訓練などに取り組んできたところであります。

しかし、近年は気候変動により、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まってきておりました。平成27年9月の関東・東北豪雨では、茨城県の鬼怒川が破堤したことにより、多くの家屋が倒壊したり、流失する被害が発生しました。

また、平成28年8月には、東北地方を襲った台風により、岩手県が管理する二級河川の小本川が氾濫したため、要配慮者利用施設の入所者が多数犠牲となったところです。

このような多発する水害を受け、国では社会の意識を施設の能力には限界があり、施設では

防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものへと変革し、社会全体で洪水氾濫に備える取り組み、すなわち水防災意識社会の再構築といった取り組みを始めてきており、県におきましても大規模氾濫に対する防災・減災のための取り組みをさらに強化していくこととしております。

次に、2のこれまでの主な取り組みではありますが、毎年度、各土木事務所ごとに行っている防災会議や防災訓練に加え、平成28年度には一ツ瀬川ほか6河川でタイムラインを作成し、運用したところであります。

このタイムラインは、下の米印に記載してありますように、台風などを想定して、出先の土木事務所と関係市町村などがあらかじめ時間ごとにいつ、誰が、何をするかを具体的に定めた防災行動計画のことであります。

また、啓発活動として、新聞やラジオ等での広報などにも取り組んできているところであります。

次に、3の新たな取り組みについては、現在、次期出水期に向けて、記載しております4つの取り組みの準備を進めているところであります。

まず、(1)水防災意識社会再構築協議会の設置につきましては、現状における水害、土砂災害リスクの再確認と減災のための目標を多様な関係者で共有するため、市町村長や各土木事務所長のほか、防災にかかわる气象台や本庁の危機管理課、河川課、砂防課などの長をメンバーとする協議会を県内6つのブロックに分けて平成29年度の出水期までに設置し、避難に対する備えが準備された社会の構築に向けて取り組むこととしております。

次に、(2)ホットラインの活用でございますが、現在、国が管理する河川では、国土交通省の河川事務所から市町村長等へ直接電話で河川

の状況や今後の見通しなどを伝えるホットラインを運用しているところでありますが、ことし2月に広く都道府県にも拡大・定着が図られるようにと、中小河川におけるホットライン活用ガイドラインが策定されましたので、本県におきましても水位周知河川など避難勧告等の目安となる水位情報を出している河川を対象にいたしまして、平成29年度の出水期までに構築することとしております。

具体的には、19ページに本県で行う場合のホットラインのイメージ図を載せておりますのでらんください。

河川からの氾濫など被害発生が予想されたときに、河川管理者である土木事務所長から管轄の市町村長へ電話で直接、河川情報の提供を行い、市町村長が適切なタイミングで地域住民へ避難勧告等の発令ができるよう支援するものであります。

次に、同じく19ページに記載の(3)要配慮者利用施設管理者への説明会開催につきましては、県内の要配慮者利用施設の管理者に対しまして、河川情報や土砂災害警戒情報等に関して理解を深めてもらうため、説明会を関係機関と連携して開催するもので、現在、日程を調整中の宮崎市を除き、年度内にはそのほかの地域全てで開催を予定しております。

最後に、(4)浸水想定区域の見直しであります。平成27年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水を対象とした浸水想定区域を指定することに見直されておきまして、既に大淀川や五ヶ瀬川など国が管理する区間では、平成28年度に見直しがされ、公表されております。県が管理する河川におきましても、水位周知河川などの35河川で平成28年度から見直しに着手しているところであります。

今後は、浸水想定区域図を作成した後、関係市町村ではハザードマップを作成・公表いたしまして、住民避難の際に活用することになります。

説明は以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。宮崎県住生活基本計画の改訂について御報告いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

まず、1の改訂の目的であります。この計画は住生活基本法に基づき、全国計画に即して定めている計画で、今回、社会経済情勢の変化を踏まえ、全国計画が改訂されることを受け、現計画を改訂するものであります。

次に、2のこれまでの取り組み及び今後の予定であります。学識経験者や関係団体等で構成する宮崎県住宅政策懇談会で議論を行い、パブリックコメントや市町村への意見照会を経て、計画の改訂作業を行ったところであります。

次に、3のパブリックコメントの結果であります。13件の御意見があり、主なものとしては、古民家の再生や活用の促進、地域の気候風土に配慮した建築物省エネ法の運用、住宅診断の普及促進に関する内容でありました。

次に、4の改訂計画の主な内容について説明いたします。

(1)の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間としております。

(2)の宮崎県住生活基本計画の構成についてであります。21ページの別紙をごらんください。

一番上の囲みにありますように、住生活の安定向上に関する施策を取り巻く課題については、人口・世帯数の減少や少子高齢化社会の進展などの背景を踏まえまして、課題を6つに整理し

ております。

次に、2つ目の囲みにありますように、計画の基本理念を安全・安心で心ゆたかに暮らすことができる住生活の実現とし、居住者、住宅ストック、産業・地域の3つの視点から6つの目標を設定し、16の施策を展開することとしております。

次に、3つ目の囲みにありますように、公営住宅の供給目標量の設定については、計画期間中の供給目標量を1万5,000戸としております。

20ページにお戻りください。

下から4行目(3)の改訂のポイントであります。この計画は、全国計画に即して定める計画であります。災害への備えは本県にとって特に重要であることから、本県独自の目標として設定したところであります。

また、社会経済情勢の変化を踏まえ、空き家対策への支援及び住生活産業の成長を新たな施策として設定しております。

建築住宅課は以上であります。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○横田委員 一般質問でも取り上げたんですけど、建設工事におけるコスト調査についてちょっとお尋ねしたいんですが、業界の人たちに確認をしたら、会社経営維持のために一般管理費の節減を余儀なくされており、社員の給与とか設備投資、新規の雇用等に踏み切れない現状であると。結果として、本来必要な経費を削減し、何とか利益を出している状況であるというようなことをお聞きしました。

また、本来黒字の理由として一番多いのが、工期の短縮ということなんですけれども、本来であれば担い手の確保のため週休2日制度等の処遇改善に取り組まなければいけないんですけど、

会社経営維持のために利益を優先しなければならない厳しい現状があるということをお聞きしました。

そういったことを考えると、外づらは何とか黒字になっているかもしれないけれど、主に90%の最低制限価格に張りつくことで、結局、技術者とか技能労働者、いわゆる担い手のほうにそのあおりが来て、建設業界の将来的な維持発展といいますか、それを考えるのは非常に不安な要素になっているんじゃないかなと思うんですけれど、やっぱりそこらあたりもしっかり考慮しながら、最低制限価格は考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれど。済みません、くどいようですけれど、もう一回、その考え方をお聞かせください。

○木下技術企画課長 言われたように、いろんなデータというのを参考にしていくことになるかと思います。今回、コスト調査を実施しまして、それぞれの工事についていろいろな調査をさせていただきました。

また、参考資料にございますように、年間の収支とか、こういったのも参考にさせていただいて、今回、全体としては回復傾向にあるのではないかということも含めまして判断させていただいたところでありますけれども、今後はやはりそういった本来我々がやる予定価格の適正な設定とか、それから、工期の先ほど短縮がございましたけれども、週休2日を取りながらも、かつ短縮できるといったような施工計画といいますか、そういった段取りをやっぴり進めていく、こういったことが大事じゃないかというふうに思っております。

また、昨年単価等についても、引き上げたりしまして、なるべくそういった現場を反映するように設定をしております。また、そういった

努力も続けていきたいというふうに思っております。

○横田委員 労務単価とかも引き上げていただいて、それはすごく皆さん喜ばれていると思うんですけど、ただ、その1割なくなってしまうと。その中で、本当に労務単価が上がったことが現場に反映できるのかなというのが気持的にあるもんですから。そこらあたりも今からしっかりとまた調査をしていただいて、判断材料にさせていただければと思いますので、お願いします。

○後藤委員 やはり同じく関連なんですけれど、実は、きょう午前中に県内経済の状況、商工観光労働部のほうで説明がありまして、持ち直しということで、国としては緩やかな回復基調という文言が使われているんですけど、ただ、品確法の趣旨で適正な利潤、これがファジーというか、非常に根拠がない。わからない部分ですよね。

ただ、今回、商工が出していますけれど、民間有料職業紹介事業者及び求人広告事業者のアンケート調査を24社で2月にやっているんですけど、実は、好条件を求めて転職が活発化していくと予想されていると非常に危機感を持たれているんですよ。建設業界のこの人手不足というのは、今、それこそ状況をどういうふうに見られていますか。

○木下技術企画課長 各建設関係団体と意見交換をするわけなんですけれども、その中でもやはりなかなか若手の方が入ってこない。あるいは技術者が少ないという話はよく聞きます。いろんなPR活動とか、各学校に行って、いろいろな広報をしたりするんですけれども、最近、土木といいますか、土木職に入る方は非常に多くなってきてはいるんですけども、全体とし

て県内の企業に就職しているのはなかなか少ないという話は伺っているところでございます。

○後藤委員 結局、先ほども言われました一般管理費ですよ。法定福利費であるとか、やはり給料、当然保険料とかありますけれど、そこが他の業種と比べて、非常にということで、他県もこの一般管理費を上げようとしている動きは、沖縄県もそうですけれど、かなりアップしてきている。

今はやりのそれこそ科学的根拠はないんですよ。我々も現場の声を聞くと、やはり非常に厳しい状況。そして、今回のコスト調査において、それこそ一般管理が反映されていない部分とかあるものですから、結局は制度ですよ。そこなものですから、非常に我々としては、それこそ理論に基づかないちょっとあれなものですから、お互いがこう。ただ、せっかく品確法で適正利潤というのをうたってますからね。そこをどう解釈していただけるかというのをちょっとコメントいただきたいんですけれど。

○木下技術企画課長 品確法の中で、適正な予定価格、適正な利潤というのが規定されておりますけれども、そのために現在いろんな、例えば労務費を引き上げたり、諸経費を引き上げたり、あるいは現場の環境等を積算に反映させる。それによって適正に利潤を生んでいただくということで、さまざまな取り組みを行っているというところでございます。あと現場条件に合ったというところも大きいのです。

今回の調査は27年度の調査をやっているわけですが、この中で、諸経費というのは20年ぶりに見直しを行ったわけですが、昨年見直しを行ったわけでありまして、また、適正な利潤を生むということで、予定価格もそうですし、設計変更等についても適正な

変更を行うということで、品確法に沿った形の対応を行っているところでございます。

そういったところで発注者としてはできるだけ適正な価格を設定していくということに努力をしていきたいと考えております。

○後藤委員 回復傾向にあり、今回見直しできないという。やはりこの経営指標、総資本経常利益率、資料の5ページ、これをもとにある程度の判断をせざるを得ないということですかね。

たまたま西日本平均から上回っている数字が出て、これが一番ベースになるということで判断してよろしいですか。

○木下技術企画課長 5ページのデータもそういう形で利益が少し上がっているということ。今回のコスト調査も当然その判断の一つになっているのではないかとこのように思っております。さまざまな指標等を総合的に勘案して、判断していくということになるのではないかと思っております。

○丸山委員 関連して、このコスト調査のことなんですけれども、いろいろ業界の方々に伺いますと、一個一個の工事自体は、多少はその落札率が今の状況でも利益は出てるかもしれませんが、実際1年間トータルすると非常に厳しい状況なんですよということでした。

そのかわり、4ページにあるこの経常利益の表を見ますと、こんなもうかっていませんというような表現がほとんどの特AからCの業者を含めて、特に一般土木一式でいきますと、Cランクの方が27年で700万ぐらい経常利益出てますよということで、これは余りおかしいなというのがあったりとか、特Aにしても1億以上もうかることないですよという話が多いものですから、本当の実態なのか。よく聞くと、ほかの副業とか、別なものからの利益が出てるものだけ

ら、本当の実態はこうじゃないだろうというようなことで、本来の土木工事の本体の利益ではないんだと。本来、品確法で言っている適正な利益は、これとは相反するものではないでしょうかというようなことも言われているんですが、この辺のことはどのように認識されているのか、お伺いしたいと思っています。

○木下技術企画課長 4ページの表でございます。これは、県の経営事項審査の資料なんですけれども、委員言われるように、例えば、土木のCで700万も収入はないと。これはどうしても土木のCを持っている業者さんを集めたということで、例えば、土木ではCかもしれませんが、例えば、建築ではAだったとか、特Aだと。いろんな業者さんが、土木と建築ととびとか、いろいろ持っておられる方がいらっしゃいますので、そういったのが合わさっているということで、ちょっと大きく出ております。

この数字については、確かにちょっと大き目に出ているなというイメージが出て、資料としては非常に申しわけなかったんですが、最終的には、これで言いたかったのは、マイナスの割合が大体17%ぐらい年間の割合が出ていますよということで参考につけさせていただいたということでございます。

○丸山委員 あと建設関連の方で言いますと、一個一個の工事では、例えば工期が半年の工事であれば、そのときには一応利益は出ているのかもしれませんが、本来は、切れる時期がよく、4、5、6月あったりする。そこで何百万か赤字を打つのに、どうにかこうやってしているんですよということで、本来はちゃんと1年中仕事があればいいんだけど、先ほども言っておりましたけど、本当はこの利益じゃないと。ほかの民間なり、ほかの仕事、例えば、

太陽光からの利潤とか、そういうのもいっぱい入っているんじゃないかということ言われている、経営事項審査の中に出てるんでしょうけれども。あと経営事項審査とかも含めて、どうしても公面でいい点数にするために、一生懸命いろんなものを、例えば従業員にボーナスを出したいんだけど、出さずにやっているとか、本来は、やるべきことをやりたいのにやっていないという話も伺うもんですから。こういった本当の今の状況では、大分緩やかになって大丈夫なんですよという認識とはかなり業界は違うんじゃないかというふうに思っています。

それと、今は倒産の件数が減ってきましたということでしたけれども、廃業といいますか、休止もかなり出てきているという話も聞いているもんですから、そうすると、本当に人材が確保されているのかと。最近、28年は多少災害が出ましたけれども、本当に大きな災害が出たときに、マンパワーといいますか、担い手が本当にいるのかと非常に心配な面もあるもんですから、今のままで本当に大丈夫ですよというのではなくて、改めてやっぱり業界の方々と本当に真剣にもう少しこのデータを分析をし直して、ちゃんと議論を深めていってほしいと思っていますが、今後どのような形で関係団体とは協議していく予定なんでしょうか。

○木下技術企画課長 確かに4ページの表にもありますように、これは総売り上げということですので、いろんな公共事業以外のものも当然入っているということは想定されますけれども、これは、いわゆる先ほど言われた年間を通じて仕事のないときには、やはり赤字が出て、仕事があるときには、そこそこいけるという話もございました。

そのあたりについて、年間については、我々

もちょっと例えば、この部分が土木の利益というのはなかなかわからないところもございます。そういったところは、今後、建設業協会や、いろんな団体と意見交換をしながら、いろんな状況というのを、いろいろ教えていただきながら意見交換をしていくということは考えていかなければならないと思っております。

○丸山委員 あと、この委託関係のことを少し伺いましたら、委託のほうでは、かなり利益がいいんですよというふうに出ているんですが、委託業務でも、やっぱり業種によって測量とか、コンサル、ボーリングによって全然違うんですよという話を伺うもんですから。その辺も含めて、もう少しきめ細やかに説明していただかないと、何かすごくもうかっているんですよというような話になっているんですけど、そうじゃないんだよというような意見も。ちゃんとしたデータに基づいたわけではないんですけども、しっかりそういう御意見も伺うもんですから、その辺の委託というのが全般にばっと出て、80から85なんです。ほとんど80%の落札率で張りついているような状況で、本来厳しいという意見が、今よく我々には届くんですが、今回の結果で言うと、大丈夫なんですよとなってしまっているんです。本当にそうなのかなと思ってるんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○木下技術企画課長 今回のコスト調査は、あくまでも受注に対してのコスト調査ということでございますので、年間を通した経費という形で手にしているわけではちょっとございません。

また、今回、あわせてアンケート調査等もしておりますので、例えば利益が上がったという話の理由としまして、やはり周りとの調整がうまくいってすぐできたとか、そういった条件が非常に重なったところが非常に高い利益が上

がっているようでございますし、また、逆に現場条件等でコストがかかったというところもございまして、そういった意味では、いろんなパターンでコストはかかっている、あるいは収益があったというのは、今回の調査では見てとれるということでは思っております。

ただ、年間を通してどうかというのは、今回の調査ではちょっと見ることはできませんので、このあたりは関係団体等と意見交換をしていく必要があるのかなというのは思っているところでございます。

○丸山委員 ぜひより細かいデータ分析をしていただいて、改善できるものは改善していくということをお願いしたいと思っております。

それとあと、この参考資料2ページ、3ページについてアンケートの中で気になりますのが、やはりプラスになった、マイナスになった面のところ。マイナスの中で、建設工事のほうで言いますと、現場条件との乖離というのがあったりとか、また、変更がしっかりできなかつたりとか、そういうのがあったり。これは恐らく関連委託業務も同じなんで、ということは現場をしっかり積算できていない状況だと。それプラス変更もしっかりしてくれないとなると、サービス工事なりとか、そういう条件もひよっとしたら、今でも残っているんじゃないかというふうに思ってしまうし、聞くところによると、担当によって全然違うというようなことも聞くもんですから、やっぱり県の担当の技術力といえますか、その質の向上も含めてやらないと、結局、いいものができ上がらないんじゃないかと。ということは、イコール品確法に基づく品質も落ちて、利益だけではなくて、品質も落ちてしまうんじゃないかというふうに懸念されるもんですから。今後の対応としては、適切な予

定価格の設定を行いますよということなんです、その徹底をもう少ししっかりやっていただきたいなと思っておりますが、その辺を具体的に今後どのような形としていこうとしているのか、お伺いしたいと思っております。

○木下技術企画課長 まず、設計の対応ということでございますけれども、来年度以降、事務所のほうで受注者と、いわゆる発注者と意見交換をするような場の設定というのを今考えておりました、その中で例えば、変更契約等についても意見交換をしながら、意思疎通とか、その辺も含めて対応していきたいと考えております。

また、適正な予定価格につきましては、いろんな研修、今やっておりますけれども、こういった中でも職員に適正な設定について周知をしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 業界団体のほうからよく言われるのが、県のほうは担当者は点数をつけられるんだけど、我々はつけられないと、つけられるほうだと。逆に県の担当者にも点数をつけて、本当に頑張っておりますというような形もやってくれないかというぐらい、やっぱり同じ対等の立場であれば、それぐらいしていかないと。恐らく今までいろんなことで適正な設計をやりたいと言っているけども直らないのは、その辺がやっぱり対等な立場であると言いつつなっていないんじゃないかというふうに思っています。何かそこまで踏み込んでちょっとやっていただくようなことも含めて検討していただくとありがたいのかなと思っております。

○蓬原委員 関連して、県が出しておられるこの4ページ。この前お話を事前にちょっと伺って、どういうデータか細かいことを知らずに、このデータだけを見れば、ああそうかと思ったんですけども、業界の皆さん方のお話もいろ

いろ聞いてみると、早い話が、両者の間には、どうもこのアンケートのとり方も含めて乖離があるなというのを感じました、感じました。

それで、今、丸山委員のほうから話がありました、ほかの仕事をやっているから利益が出ているんじゃないかという話は、この4ページの土木一式のC、右のほうにずっと行って、平成27年集計(千円)7,457—745万7,000円というのがあると。おっしゃるには、Cランクなので、そんなに年間多くの受注をしているわけではないと。大体年間2,000万円ぐらいでしょうと。この2,000万円しか受けてないCのクラスの業者さんが745万7,000円も利益を出しているはずがないという話を聞くと、確かにそうだなと。物すごい利益率ということになるんですね。

だから、その例一つをとると、あなるほど、ちょっとアンケートのとり方、抽出の仕方というか、対象のとり方というか、に問題があったんじゃないかなと感じたということが一つと、それと、きょう出しておられる資料の14ページの落札率と損益率に相関は見られないというのが(3)にあるんですね。(3)にあります。確かに、この資料の建設工事と建設関連業務について落札率を横軸、損益率を縦にプラ・マイしてやっていると、90%あるいは80%で、ほとんどこれは最低制限ということですよ。そしてプラスの利益を出しているところが多い。だから、もうかっているんじゃないかという短絡的な判断なのかもしれませんが、企業というところは、赤字を出しちゃいかんわけですから。これは、企業の究極の目的というか、その使命というか、やるところはもうからんやいかんわけですからね。企業経営が成り立たんわけですから、さっき横田委員の意見にもありましたけれど、そうなれば、赤字を出すわけには

いかなので、安く請け負った。だけれど、赤字を出すわけにいかないの、どっかを切っていないかんわけですよ、どっかを。それが人件費であったり、いろいろなところがあるわけです。目に見えないところで残業手当を切っているかもしれないですよ。

あるいはその下の資材屋に、日ごろ100で入れるものを、ちょっとごめん、80にしてくれんかとか、どっかにしわ寄せがいく。その結果、自分のところはかろうじてプラスを出している。したがって、これをプロットとすれば、こういうプラスのところはふえますよということであって、この結果だけを見て、じゃおまえのところはもうかっているんじゃないかと、最低制限上げなくていいじゃないかということの結論には僕は至らないのではないかとこのように思っています。それは民間企業の実態を見れば、その厳しさというのは、きっとおわかりになるんだろうと思います。

それで、それだけ申し上げまして、あとこの14ページの建設工事と建設関連業務という2つに分けていらっしゃるけれども、我々専門じゃありませんが、俗に言う建設業という人たちは、いろんな業種がありますよね。土木だったり、のり面をするだけの人だったりとかあると思うんですけど、その仕事の内容によってもいろいろ違うのではないかと。したがって、もうちょっと事細かにうまくアンケートをとって分析しないと、今対等という話が丸山委員からありましたけれど、対等じゃないと思うんですよ。これやっぱり最低制限を決められるのは皆さん方なんですから、やっぱ生殺与奪権と言ってもいいと思うんですけど、皆さん方がお決めになるこの最低制限価格によってこの業者さんたちは、大変な目に遭うか遭わないかということ

になって。今廃業の話も出ましたけれど、倒産は少ない。倒産は少ないが、先行きこのままではやっていけないので廃業だったり、もうやめてしまう。後継者も、もうおまえいいよ、こんな大変な仕事をしなくていいから、もうやめなさい、もうほかの仕事をしなさいということになって廃業しているという実態で、もしかしたらこのまま続けていけば倒産だったかもしれないというようなことでありまして。だから、これは業界とこれから意見交換をしっかりとやっていっていただけるということですから、もうちょっと乖離のあるこの話については、アンダーテーブルとは言わないけれど、別な場面で。詳しいOBもいらっしゃるじゃないですか。どういうアンケートでどういうふうにしたほうが一番実態に即した結果が出るのかということ、もうちょっと慎重に詰めてやらないと、今政府もデフレからの脱却と言ってるわけですからね。デフレからの脱却と言ってるわけですよ。

宮崎県は所得番付最下位じゃないですか。よくても尻から2番ぐらいなんです。ということは、いろんなところでうまくやっていると、私もきのう、これから人材枯渇、人材難の話をしましたけれど、遠い、近い将来では、都会との人の引っ張り合いが出てくれば、向こうのほうが給料も高い、いろんな環境もいいということになれば、これはますます宮崎県という一つの産業構造が成り立たなくなっていくということもあるわけで、ここはもういろいろ回答いただきましたが、回答もあればお答えいただきたいんですけど、慎重にやられたほうが私はいいという感想。感想というか、実際、この数字をちょっと見させていただいて、細かいところまでは我々伺い知ることはできませんが、少なからず両者の話を聞いて思うところはそこ

でした。もうちょっと1回慎重にやられたほうがいいんじゃないですか、いかがですか。

○大谷県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今回のコスト調査ですけれども、14ページに示しております平均損益リストも8%で出しておりますが、今回も平均で出しておりますが、実際、内訳はいろんな工種であるとか、地域だとか、そういったところからの抽出をしておるんですが、委員おっしゃいましたようなとび・土工とか、あとは舗装工事とか、建築、造園、港湾、そういった部類に分けて出したものを平均しております。だから、そういったデータはしっかりありますので、業界の方とはやはりそういったデータのお話をしながら、利益が上がる場合、マイナスになる場合、今回もマイナスが41件ということがありますので、このあたりはしっかり意見を聞いて、どういった場合にマイナスになるのか、我々の改善点があるんじゃないかとか、そういったことをしっかり意見交換をして、また改善をしていきたいなというふうに考えております。

○蓬原委員 だから、マイナスの方が十何%いらっしゃるわけですよね。これがずさんであったり、もともと技術が足りなかったりとか、非常に生産性の悪い仕事の仕方をしているとかいうことであれば、これは企業の責任ですよね。皆行政の責任でもなんでもないと思うんです。ところがやるだけやって一生懸命やっている。それでもやっぱり利益が出ない。出さざるを得ないから、さっき言ったように、その下請、外のほう、人件費等にしわ寄せをやって、それで結果としては、会社が倒産するわけにはいから、もうかる形をつくっているということであれば、これはまた今言った経営の仕方が悪い、ずさんとかとは意味が違うわけですよね。

だから、そのところはよく見きわめていただいて、判断をしていただいたほうが、宮崎県全体の浮揚ということを考えたときに、やはりいいんじゃないかなと思いますので、人材難、人材枯渇時代というのが今やって来ようとしているし、現実にもうそういうデータが出ていますから、そういうこともありますので、トータルの宮崎県の経済はどうあるべきかという観点からもやっぱり分析してやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、希望しておきます。もし部長が御意見があれば、結論は言えないかもしれないけれど、方向性だけでも。

○東県土整備部長 貴重な御意見ありがとうございます。

確かに今回のコスト調査ということで、それぞれ個別の工事の収益とか、そういうものを見て判断をしていってる。そうした客観的なデータに基づいてということと、他県がやられた実施事例も含めて対応できるようにということ調査をやってまいりました。

確かにおっしゃられるように、いろんなそれぞれの企業の考え方があり、あるいは経営の状況があるということで、確かに本会議でもありましたけれど、じゃその赤字の19%ですか、そういうところもあるという御意見もございましたけれども、その部分がどういう状況というのは、やはりしっかり私たちも確認をしていく必要はあるなと思っています。

当然、建設業というのが、私たちが進めている社会資本整備の一番大事なところになっていただく。あるいは防災・減災でもそうですし、せんだっての鳥インフルのときもそうでした。そういう地域の担い手として非常に大事な建設産業、建設関連事業だと思っております。

したがいまして、今、国のほうも品確法の改正をやった中で、いろんな取り組みやって、当然単価のアップであるとか、いろんなことに取り組んでまいりました。それに追隨して私たちも取り組んでいるということで、そちらはそちらでしっかりやっていきたいなというふうに考えておりますし、今後の進め方として、当然、若い人たちがどうやって入ってくるか。

よく言われるのが給与と休暇と、プラス希望があるというお話もございます。そういう魅力ある建設産業にしていくには、私たちも建設関連業者さんとも一緒にいろいろ話していく必要があるなと思っていますので、引き続き意見交換をしながら、そういう話の中できょう御意見をいただいた点も含めて、いろいろ情報をお互い出しながら、また、次なる動きに対応してまいりたいと思います。

あと、国のほうもいろんな形で動かれているようでございますので、国の動きにも注意したいと思っておりますし、他県の動向も注視してまいりたいと思っております。

引き続き建設産業の育成のためにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○西村委員 一通りもう話が出たところなんですけど、今までの話も全て踏まえた上でなんですけれども、先ほどの蓬原委員の話で、落札率と損益率の相関がないというところで、最低制限の方々が何とか苦慮して黒字にしていくということはわかるんですが、この落札率、いわゆる相関関係がないということ自体が、実は設計価格のつくり方にも問題が私はあるんじゃないかなと思います。そのぎりぎりのところで工事をとられた人が何とか利益を残そうというところはわかるんですけれども、やっぱり100に近いと

ころでとったところと、85でとったところに、どっちがどっちかわからんということであれば、やっぱりそれはもともとの設計単価のあり方、設計価格のあり方にも問題があったかもしれないし、また、この表によって工種も工事も違うものを一緒にすることによって、非常に見るほうにも誤解を与えているというところもあると思います。なかなか今までの話も踏まえて一概にこのコスト調査というものが、これを出されることで、じゃ納得してくださいよというのは、やっぱりなかなか難しいところがあるなと思います。

逆に私は、相関関係がある程度ないとおかしいと思いますが、いかがですか。

○木下技術企画課長 この工事については、それぞれアンケートをいろいろお願いをしているものもあります。落札率の高いものについては、やはり現場条件が厳しいとか、そういったものが非常に多くなっておりまして、やはり現場を見て、ここは少しいわゆる厳しいとか、あるいは工事内容を見て、非常にこれたくさんあって大変だなというようなところは、やはり落札率がどうしても高くなる傾向になっており、かつ利益が上がりにくいという状況になっているというふうに判断しております。

ある意味、現場状況を全て予定価格に出すのはなかなか難しいところもございます。そういった中で受注される方々が現場を見て、やっぱりここはちょっと高くないと厳しいという判断をされたのではないかとというふうに思っているところでございます。

○西村委員 それもわかるんですけれども、条件が非常に厳しいところが、誰も入札しないから、非常に高くなってしまおうという、そこもあるんですけれども、それだからといって、その企業側

の利益が低かったら、それはそれで意味がないことだと思いますので。きょうの話全体も踏まえて、また再度このコスト調査というのは、やっぱり継続的にとっていただくことは非常にありがたいことだと思いますので、また、これを次に生かしていくためにも、その辺の詳細も詰めていただくように、お願いだけしておきます。

○蓬原委員 落札率と損益率に相関は見られないという、この言葉ちょっと短絡的過ぎたんじゃないかなと思うんですよ。単純に考えて、高くとればもうかるわけじゃないですか。安くとれば、当然きつくなるわけだから、この行をたったこれだけの文字数でここに結論づけてしまったというのは、宮崎県の優秀な人が育っていらっしゃる県土整備部にしては、ちょっと短絡的な表現過ぎたんじゃないかなという気がしておりますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

○東県土整備部長 大事な御意見だったと思います。

それと先ほどから現場の条件と、実際の設計ということで、技術企画課長のほうもお答えしていますけれども、やはりちゃんとした設計がなされて、その上で入札に入って工事をやってもらう。あるいは変更があったときに、ちゃんと変更に対応していくというのは非常に大事なことです。私どもは対等ですよと言っておきながら、やっぱりなかなかちゃんと言えてないという部分も受注者側のほうに、そういう御意見もあるということもちょっとお聞きすることもございます。

来年度ちょっとお話ありましたように、協議の場をしっかりとつくりたいなど。担当同士ではなくて、事務所のほうの上の方が、例えば技術の課長であるとか、そういう人もちゃんと入っ

てもらおうというのも一つのやり方ではないかなと。やはりいろんなお話しやすいような環境を各事務所のほうでもつくってもらおうということも非常に大事な取り組みだというふうに思っています。

国交省さんのほうは、もう既にそういうこともやっているようでございますので、ちょっとその辺も私たち情報を取りながら、もう少し風通しがよく、いろんなお話しができた中で、じゃ現場がどんな状況なのかとか、じゃそれがちゃんと設計に反映されているかと。そういうものにしっかり今後取り組んで適正な予定価格、適正な変更というものに取り組んでまいりたいと思っております。

○清山委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、その他で、何かございませんか。

○佐野管理課長 申しわけありません。先ほどの発言の訂正をさせていただきたいと思っております。

委員会資料の5ページの一般会計繰越明許費補正集計表の合計の部分、横田委員のほうから昨年の事業数と額をとということで、私のほうで額について217億4,981万8,000円ほどというふうにお答えしましたが、それを修正させていただきたいと思っております。

実際は、去年は44事業で226億5,981万8,000円でしたので、訂正しておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○清山委員長 ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって、県土整備部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時47分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

皆様に伺いますが、本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

〔「コスト調査の話を入れてください」と発言する者あり〕

○清山委員長 それは、これを踏まえて関係団体も今回の結果についていろいろ御意見があるみたいなので、しっかり協議を持っていくようにというような話が幾つか出ましたけれど、よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○清山委員長 わかりました。

ほかはございませんか。きょうの商工観光労働部あわせてありませんか。

○西村委員 11月の補正でいっぱい組んだけれど、その大半をやっぱり使い切れないのは言ったほうがいいんじゃない、補正がメインなんで。

○清山委員長 わかりました。

○岩切副委員長 商工のほうは官能評価者のところがずっと多いですけど、どうしても期待していますとか、何とも議論がそこ辺に集中してしまっ。

○蓬原委員 補正事業ですけど、新規事業だからちょっと触れてもいいのでは。

○清山委員長 わかりました。そしたら、新規事業にもちょっと触れる形で委員長報告についても考えていきたいと思います。

次、採決についてですが、あすの13時15分としたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのように決定いたします。

委員長報告骨子案については、今いただいた御意見を参考にまとめさせていただきたいと思

いますけれどもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、本日の委員会を終了いたします。

午後2時50分散会

平成29年3月9日(木曜日)

午後1時13分再開

出席委員(8人)

委員	長	清山	知憲
副委員	長	岩切	達哉
委員		蓬原	正三
委員		丸山	裕次郎
委員		横田	照夫
委員		後藤	哲朗
委員		徳重	忠夫
委員		西村	賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	森本	征明
議事課主事	八幡	光祐

○清山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思いますが、採決の前に各議案につきまして、賛否も含めて何か御意見があればお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 よろしいですか。

それではそのまま採決に移りたいと思います。採決については議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 よろしいですか。それでは一括といたしたいと思います。

議案第49号、54号から56号、58号、59号及び69号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、御異議なしと認めます。各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時15分閉会